

1. 件名：「新規基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二発電所の設計及び工事計画変更認可申請（火災防護審査基準の改正に伴う基本設計方針の変更））【12】」

2. 日時：令和5年11月7日（火）13時34分～16時45分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（一部TV会議システムを利用）

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

奥安全規制調整官、中川上席安全審査官、西内安全審査官、
伊藤安全審査官

原子力規制企画課 火災対策室

齋藤火災対策室長、星野室長補佐、西野室長補佐、高橋係長、
田邊係長

日本原子力発電株式会社：

東海第二発電所副所長 他8名（うち4名はTV会議システムによる出席）

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

・資料1 東海第二発電所 設計及び工事計画変更認可申請書 確認事項整理表【SA変認（火災防護審査基準改正に伴う火災感知器の種類及び配置の変更）】

・資料2 東海第二発電所 設計及び工事計画変更認可申請書補足説明資料（改12）

上記のほか、以下のホームページ掲載済みの資料を使用

・東海第二発電所 設計及び工事計画変更認可申請書 補足説明資料
（令和5年10月17日の審査会合資料）

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	原子力規制庁の西内です。それではこれから東海第2発電所の火災感知器爆1に係る設計及び工事計画の変更認可申請に係るヒアリングを始めたいと思いますよろしくお願いします。
0:00:12	それでは前回の審査会合ヤマトこれまでのヒアリングの事実確認等に関しての回答文を、これ今日は一通りですかね、ご用意いただいていると思いますので、まずは原燃の方から日本原燃の方からこの内容について説明をいただき、
0:00:27	最後にまとめてこちらから事実確認をさせていただければと思います。日本原燃の方からよろしくお願いします。
0:00:34	資料の方説明させていただきます。本日説明しました資料は資料1の確認事項整理表と、
0:00:44	今後の説明資料となります。また、あわせてですね、本日、説明する中では、審査会合、10月17日に行いました。
0:00:53	説明資料の方でも、法的な方、していきたいと。
0:00:59	長谷の方ですね、資料1の削減事項。
0:01:04	整理表の21ページから順番に説明の方さしていただきたいと思います。
0:01:10	まず、21ページの120ページですけど、18番。
0:01:15	で、原子炉建屋屋上に設置される。
0:01:19	に対する社員、人材緊急時対策所、非常にされる機会を利用できるよう、
0:01:27	適正を達成させるということで、こちらが
0:01:31	10月17日、審査会合の補足説明資料のですね、捕捉量も、
0:01:36	6ページだと395ページ。
0:01:40	はい。
0:01:47	こちらもヤマニシオクの、
0:01:52	今後ですね、のところで、就労緊急時対策所の屋上に設置されている機器を含めて、シェアリングを合っているため、こちらの記載について、原子炉下部や投票所には設置、
0:02:06	議案調整率チハラユキ及びババ提出送付、また、続いて、最初上には、水平コメント及び空調機が設置され、
0:02:18	これらを設備を記載の通り、
0:02:21	いうふうに、こちらの方、適正化のほうをいたしました。
0:02:25	ナイトウは、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:26	以上になります。
0:02:28	続いて 129 番、確認事項となります。
0:02:32	こちらが、ちなみに、ゴトウが、金属で覆われた構造であり、再三指揮所火災を有効に感知できないとするということで、
0:02:40	ページ、395 ページ。
0:02:43	のところで、二つ目の、
0:02:45	項目の 3 行目から、単一のところですね。
0:02:50	のところで指摘事項の趣旨を踏まえまして、
0:02:53	連続 2 回発生した場合は金属製の方法で確か入戸等の内部谷資材事業等の値から再観測に偏ることに関することが難しい言葉と、記載の方、
0:03:05	補足いたしました。
0:03:08	続きまして、確認事項が 130 番になります。
0:03:12	こちらは周辺と物理的に区分されていない。
0:03:16	火災区画の関連について、火災区画番号の名称のみ。
0:03:22	火災発生時の消費税率の制約出席がイメージできるよう、追加、
0:03:28	検討することということで、同じ資料の 389 ページ。
0:03:33	わかります。
0:03:39	こちらの方で、周辺と固定的に区分されていない、火災区画に対するため物のイメージがあるように、
0:03:46	可燃物の管理、現場での延焼時の冷え、交通要領書への火災、
0:03:53	ナガエ会発生時の対応及び、中を整備するなど対応しまして、それぞれ運用対応事項について、図として整理、追加の方をしており、
0:04:09	続きまして、確認事項の 131 万。はい。
0:04:13	こちらが主巻本Nextの必ずして一木選手設備の九電工梶野に関して、長野山地です。
0:04:23	主蒸気管トンネル室内の空気のナカノ。
0:04:26	止めると、流れとM-ナガエを適正化する。
0:04:30	で、
0:04:31	同じ資料の 386 ページ。
0:04:34	なります。
0:04:38	こちらの方で、主蒸気管止め物で、発生した火災による無理がある資金繰り。
0:04:44	Q1 研修設備の変更で、確実に 95 番ミヤマ会を、
0:04:49	一条さんとメックの経営上、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:51	住宅の設置場所スズキ吹き出し口空気吹き出し方法を考慮し、空気の流れと塩ビの流れ、
0:04:58	経過をして、
0:05:03	続きまして、確認事項の 132 番になります。
0:05:09	こちらが同じ、10 月 17 日、審査会合補足説明資料の補足の 1 の 5 ページ。
0:05:17	ありますが、
0:05:19	こちらは、第 11 条で火災による損傷の防止も、
0:05:23	適合判断に記載の火災の感知を変更することに伴う技術基準への
0:05:30	の内容を精査すること。
0:05:34	ということで県こちら、
0:05:36	ですね、5 ページのところ、第 11、
0:05:41	ですね、
0:05:45	11 条の都合判断の理由に記載の技術基準への適合性、
0:05:49	今回の火災感知、
0:05:51	設備の改造により、
0:05:52	基準、
0:05:53	協働上記以外の設計による技術基準への状況と発生する 5000 に影響がないことがわかるように記載のほう適正化しております。
0:06:03	記載いたしましては 11 条の理由の中の二つ目のパラグラフですね。
0:06:09	のところで、金額か、火災管理設備の改造は、最後、審査の制限等を踏まえて、
0:06:16	堰及び設置するため、技術基準への適合性には影響ない。
0:06:22	話してる。
0:06:26	それ以外の火災防護設計図面、これらについては、変更がないことから技術基準の適合整備提供ということで計画の方修正をしております。
0:06:39	こちらで合わせてですね。
0:06:41	50 ページの 2 ページの方で、
0:06:44	52 番。
0:06:45	ですが、こちらも同じように、二つ目のタグチで、配管設備の、
0:06:53	基準。
0:06:54	の影響アオキで、それ以外の火災法の制定。
0:06:59	影響がないことということで、化学の方も出て、液体の方で成果をして、
0:07:09	続きまして、郡司コウノ 133 番になります。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:14	こちらは今の資料の 6 ページのところになりますが、第 10 条の適合判断をなどとする理由について、火災感知器に予定される安全機能、
0:07:25	性能を規定化することということで、回答としまして、
0:07:29	第 14 条の 2 号判断を伝播する理由としまして、今回、火災感知器等の種別及び配置変更に伴って、
0:07:38	泉の火災感知器が、自動消火設備起動用の火災感知器で兼用しており、きっかけは、重要分類審査指針の対象タカノ、
0:07:47	変更後においても安全設備に関する設計に影響がないほど必要があるんで、法制化いたしました。
0:07:56	今ご説明した内容について、6 ページのところ、
0:08:00	3 行目の、
0:08:03	最後にですね、ところから、一部の火災感知器がということで、消火設備を運用することというのを記載しております。
0:08:14	続きまして、
0:08:18	確認事項ナンバーの 134 番でございます。第 15 条の適合判断の理由に記載の発電所と、そういう方の総務に接続する設備に関わる、
0:08:28	基準への適合性について記載を精査していきたい。
0:08:32	こちらについては、
0:08:34	第 15 条の適合判断の理由に記載の発電所の方は、
0:08:40	12 の適合性で、
0:08:42	発電所東海発電所とも共用または相互接続があるため、これによっても安全性を損なわない設計とすることに、
0:08:50	変更がないため、一律 20 円に 5000 円に月がない旨を記載成果しております。
0:08:59	こちらが二つ目のパラグラフのところ、
0:09:02	2 行目のところで、他発電所の共用または相互に接続することによって安全性をそこまで設計に見込まれるということで、記載のほうに整理しております。
0:09:17	続きまして、確認事項が 130。
0:09:20	5 番に、
0:09:23	救急対策所の火災感知器の配置を明示した図面で、火災区域の境界を生活することということで、
0:09:32	こちらの 10 月 17 日、審査会資料の補足説明資料の通し番号とあとスペース 631 ページ。
0:09:41	なります。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:54	631 ページのところで、
0:09:58	です。時計の 4-1 と、次の 1-5-4 コウ形で、火災区域として、赤線を引いていましたが、屋上区域、屋上の区画ですね、オオノさんも設定しておりますので、ちょっと建屋先週のグループ、
0:10:14	過去形でフジイの方、赤線を修正しており、赤線で修正しております。
0:10:25	続きまして、確認事項も 136 番になります。
0:10:30	補足 4-図 17 にて、屋外介護のピックアップである伴水ポンプ室の柏原にございましたが同様に、常設代替高圧電源装置、
0:10:41	置き場の
0:10:44	監視範囲でも発足後でもいいんですけども、
0:10:46	ここで、こちらは、
0:10:48	10 月 17 日、審査会合御説明資料の 685 ページ。
0:10:53	はい。
0:10:59	685 ページの、次のところですね、伝熱管掴め感謝祭としまして、常設代替高圧装置が重大事故等対象施設、また、8 ヶ月なりうる設備を建設いたしました。
0:11:14	合わせてですね、次のページ、686 ページのところですね。
0:11:18	パワーポイントでお示しているサポート室の熱感知カメラの官舎としまして、こちらにも反映の方をしております。
0:11:31	続きまして、
0:11:33	37 番になります。
0:11:37	こちらはちょっと申請書になるので、ちょっと、
0:11:42	ダイゴの棧橋の重大事故等対処施設、
0:11:46	関わる再販設備の延伸プラス、
0:11:51	設計基準対象施設等の学会も含めて、記載を適正化することということで、こちらは、
0:11:59	ダイゴクボの環境、建設に関わる設備の耐震クラス 0%としまして、設計基準対象施設火災防護上重要なイトウを兼用する重大事故と対象施設の関係で言えば、
0:12:13	設計基準対象施設も、耐震クラスを適用するためを注釈で記載して規制活動をし、
0:12:21	しております。
0:12:26	続きまして、確認事項の 138、こちらからは審査会合の
0:12:32	コメント回答コマツ

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:37	まず、138番は表中の、火災防護審査基準の内部分類の分類、火災関係等を設置しない火災区域、
0:12:49	火災観測等の設置欄に記載の火災が発生する恐れがないことから、
0:12:55	火災緩急等を設置しないは、火災区域火災区画に可燃物を持ち込む以上、火災が発生する恐れがないと言えないため、関節を持ち込む場合を運用して記載の適正化をすること。
0:13:07	スナガワ。
0:13:11	いたしました資料に、
0:13:17	通しページで21ページ。
0:13:30	はい。こちらで、DVDのところですね。
0:13:33	で、火災管理室を設置しないさいて企画しまして、火災感知器等の設置のところについては外部に出され、火災が発生することではない。
0:13:44	今川誠将投入管理される可燃物を持ち込む場合であっても作業による監視等を行うと川手化成感知器を設置しない。
0:13:52	ということで、江藤の方をしています。
0:13:58	続きまして、確認事項の139番になります。こちらは火災感知器等設置の区画であって、定性的に区分されていないと、台風提出階段室常設低圧代替注水系再三ハローワークに対して、
0:14:13	技術再活動し、火災感知器の配置数を適正化することで、初期の火災において、
0:14:20	差異が発生した場合に有効に関する平瀬見直しの内容を整理し、説明をすること。
0:14:27	ということで、その他の回答としまして、
0:14:32	0、
0:14:34	7ページの22ページのところになります。
0:14:43	今日、
0:14:44	15則としまして火災感知器を設置しない一覧としておりますが、こちらから当該三つの区分についても、削除しております。
0:14:57	続きまして、
0:15:10	ページで、まず5ページ。
0:15:17	こちらが大きな章立てとしましては障防法等で対応を行う企画の所で行いますが、こちらの
0:15:25	ところで、
0:15:27	まず、45ページでは、
0:15:30	開発室と調節ですね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:33	を図面で示しております。衛藤部長の方としましては火災感知器等を設置しないという形、周辺と物理的に区分されていない区画である。
0:15:44	つつあって、
0:15:46	はい。
0:15:48	隣接活動防止再生を監視できるよう、県債管理支援設定の債権化を行っております。で、40 ページで、はい。はい。
0:15:59	46 ページで、47 ページでバックアップしておりますが、
0:16:04	1 定数のところですね。
0:16:07	で、左上のところ、変更前、
0:16:10	7 ページの 13 と説明をしておりましたが、こちらをすべて、NRの右側のところ、
0:16:20	の 14 条の確立としまして、河西監事の方にも、
0:16:26	端の方、
0:16:27	変更しております。
0:16:31	46 ページの方ですね。
0:16:35	こちらでは階段図のところですね、が、もともとファイナンス、
0:16:44	背反するとしまして、NW-41、JRRに復旧してましたが、
0:16:50	変更としまして、境界の青線ですね、オオキしております。申し訳ありません、NW-11 の右側の、
0:16:58	高専は江藤。
0:17:01	こちらはもうよくの 11 ではなくて 49 となっております。
0:17:12	続きまして 47 ページになります。
0:17:15	こちらが常設代替注水系は今ありますが、
0:17:20	アサノミギタの上のところ、57 と、左側の方の予算ですね、こちらを削除しまして、オオノ重要度 1 と、
0:17:29	しまして、3 の方は 1 をつけました。
0:17:39	はい、こちらについては
0:17:42	続きまして、確認事項が 140 万円。
0:17:47	火災感知器を設置しない状況で、これらに対して、巡視点検で保存するという説明であれば、継続的に可燃物を持ち込まれないことをどうやって保障ご説明するというので、
0:18:00	回答としましては、
0:18:02	標準の捕捉に面しました、発生環境ですね。
0:18:07	はい。特に、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:08	管理されないとか持ち込まない等を継続的にチェックしたのに、現地確認に加えまして、物理的な措置として、体制上等に、
0:18:19	範囲を追加する方針といたしました。
0:18:24	この方針に、
0:18:25	基づきまして、各破砕部における延長、両方扉等の設置状況や、青少年停止状況の
0:18:34	調査結果を踏まえて、物理的な措置が講じられていないという対象は、追加の措置を講じることとしております。
0:18:42	このためですね、4-4-1、火災感知器を設置しない区域、区画に物理的な、そして標準、
0:18:51	思っていますが、可燃物管理の全体を小中さんとして追加をしております。
0:18:58	ページとしましては、
0:19:05	組織の 31 ページを見ます。
0:19:14	こちらで先ほど、
0:19:15	最後のところで述べました、記載の方しております。
0:19:22	標準になるんですが、具体的な火災区画ごとの扉の設置状況だったり、衛藤。
0:19:30	8、農業だったりですね。
0:19:33	の方でまとめております。
0:19:35	例えば、1 番目のアノ 450ABC 客船受けタンク室につきましては、扉が、
0:19:42	設置されておましてこちらは施錠管理はされている区画なりますので、施錠管理された価格であり、管理物を持ち込み、
0:19:49	汚染が図られるためとか、ツジを不要ということでこちら制度を管理することで考えております。
0:19:56	次のまず、5-2 のキャスクピット除染率につきましては、こちらは扉がない状況になっておりますので、徳田及びフジオカの方、
0:20:06	是正することで、
0:20:12	次のアベの方につきましては、クリーンな、
0:20:15	の手順に提出なりは、こちらはカッチとなりますので、8 につきましては手続きをし、
0:20:23	いう状況になります。
0:20:26	理由のところに記載しておりますが、端より、こちらにもされているため、
0:20:34	考えております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:35	なお、8月をされることもございますので、開校時にはフェンスを設置し、中小管理を実施することで、
0:20:42	考えております。
0:20:45	また、このページの、
0:20:48	ある部分住民の各国にあることなんですけれども、
0:20:54	こちらについてはコンクリート躯体内に、
0:20:56	水が満たされた構造に火災が発生すると。
0:21:10	続きまして32ページでございますが、
0:21:13	そちらで
0:21:16	委員のうちの9の1回回覧及びE-1-15、2-1-16のオク学採決後、
0:21:25	2-1-17-2開発、
0:21:28	こちらにつきましては、A-1-9については施錠管理されておりますが、
0:21:34	それぞれの集合体につきましては
0:21:38	2-1の記憶なので、こちらについては、
0:21:45	いうことを、
0:21:51	施錠管理をしていることにしております。
0:21:57	こちらも、外部まして、数字の37ページのところで、
0:22:07	施錠による管理の例としまして、正常化されているところ、8月、
0:22:13	発行している方ですね。
0:22:16	つきましてはフェンスを設置して調査完了すること。
0:22:19	記載をしております。
0:22:23	続きまして、38ページ。
0:22:25	ございますが、
0:22:27	このご説明しました通り、勤務地の寄付のところですね。
0:22:31	の施錠管理箇所及び、こちらを赤い線が導線となりますが、
0:22:37	均圧向けの施錠管理場所を、
0:22:40	トガシ提示ということで機能の中で、また説明金の中と、今市野主事。
0:22:47	アクセスするような形となって、
0:22:57	続きまして、40ページ。
0:22:59	ステージの4ページお願いいたします。
0:23:01	それで、カネオカ鹿庭幼稚園を持っております。
0:23:07	表の13としまして、
0:23:10	禪の政見可燃物さんの撮影のソフト対策、作業中におけるかと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:17	継続的なイメージであります。
0:23:20	まず、事前のソフト対策としまして、
0:23:23	防災管理者を配置しまして、こちらが発生し、火災発生時の、
0:23:28	再規模の縮小、
0:23:30	影響低減を目的。
0:23:32	申し込み産物の運用手順を定めて、全体の管理を行います。
0:23:37	②としまして、火災区域外の可燃物火災の火災箇所と佐伯の対応能力を比較し、
0:23:44	災害時の対応能力を喪失させないことを確認するため電算機のシステムでございます。
0:23:52	③としまして、管轄を持ち込む場合には申請書を作成し、システム管理担当箇所における可燃物持ち込み等においても、管理基準を超過しないことを確認を受けた上で、工事等マネージャ承認を得ることとして、
0:24:07	続きましてハード対策としましては、
0:24:10	現在国の入口には可燃物の持ち込み禁止、もしくは金戸と持ち込む管理を当社で連絡することを使用する等、こちらにカセフクマコウせっかく名称を記載。
0:24:22	こちらのケース。
0:24:24	また⑤としまして、火災区域、火災区画の扉や辺について施錠管理をすることで、
0:24:30	管理されない可燃物を持ち込む、放出
0:24:37	続きまして、作業中における管理としまして満足
0:24:41	増設しない、火災区画への、
0:24:44	家族持ち込み作業言います。
0:24:46	ショウガンです。
0:24:49	また見直しまして、下げまして、
0:24:53	火災を発見した場合、通信設備ですね。
0:24:57	予備電池の成立に火災発生を、
0:25:00	発生した年間の番号を含め、
0:25:03	名簿等を、
0:25:06	まず、タマウチについてはこれらの運用について、黄色で記載をして、関係者に周知をさせて、
0:25:15	また、肝心、可燃物が持ち込めないところで継続的な維持としまして、先ほど個別に先生とか、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:23	また⑨としまして、運転員による、
0:25:28	状況、異常発生も、
0:25:31	平均する日の巡視点検や持ち込み管理の推進、
0:25:37	2 ハバサキを区切られているか確認するなどを定期的実施。
0:25:47	こちらを受けまして、
0:25:51	6 ページの 12 ページの方です。
0:25:57	フローになりますが、
0:25:59	施錠管理というものが、条件としてされているため、経緯のところですね、火災感知器を設置しないという形に向かうところについて施錠されるという記載を、
0:26:11	追加しております。
0:26:13	また、フローの方で修正しておりますので、55 ページ。
0:26:18	ありますか。
0:26:26	基本設計方針の方で、
0:26:29	内部で水が満たされていない。
0:26:31	満たされており、火災が発生する恐れがない場所、または、施錠等により管理されているのを、条件で新しく
0:26:39	キタノ法というか、
0:26:45	後の修正としての説明としては以上となります。
0:26:53	はい。規制庁西内です。こちらから確認を進めていきたいと思っておりますけど、
0:27:02	はい、じゃあ、それは私から確認を進めます。まず、10月6日のヒアリングでの確認事項への、
0:27:15	回答関係ですけど、
0:27:19	128 は言って 129%についてなんですけど、これ違う、その辺ちょっと追われてますよって関係で、
0:27:32	聞いてるんですけどね。
0:27:35	今日の資料にサトウ
0:27:41	40、
0:27:44	ページ数が、通しで言うと 43。
0:27:48	43 で、
0:27:51	衛藤違いの写真が載っていて、何かこれ隙間があるようにも見えるけれども、どうなってるという話をしていた気がして、要するに何か、
0:28:06	通過させるかわかんないんですけど、この中、隙間はないんですけどだから外から、葛西勝木で確認できないんですけど。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:16	いうところの説明を確か、
0:28:20	覚えていたと思うんですがそこって、
0:28:24	説明、
0:28:25	というか、資料を出すことができます。
0:28:39	あ、
0:28:41	湯田です。
0:28:43	では江藤さんおっしゃられてる写真を見ますと、天井部あたり、
0:28:52	全体でしょう。
0:28:55	そうですね。あと側面も、これはよくわかるんですけど全然、はい。
0:29:05	ございます。まず写真ですけども、今の写真にあります天井部の平らな部分につきましては、今の工事中でございまして、
0:29:16	ノムラしてくるそういう想定をまずします。そういったところから、農場場を置いています。
0:29:26	ですから防災というのはしばらく横にして、そこに後半ですね、足場板を引いてるような状態で、
0:29:38	天井部分を防護していくというものになって、基本的にはこういった方法がない。
0:29:44	状態で、設置をされますので、構造ですね、ちょっと探し出しまして、こういったものだとことをですね、お示しできるようなものを抽出したい。
0:29:56	育成プロセスわかりました。どうぞ。
0:30:10	前に、
0:30:11	はい。
0:30:13	だから、スリット的な状況になってる、この写真は見えるんですよ。特に昨年から構想というも、
0:30:22	この鷺見外部から見たときにスリットはあるけれども、ナカマないとわからないってことがわかるような、拡大した写真とか、
0:30:35	そうしたことがわかるようなもので説明してもらえればそれで結構構造まで示す必要があるかどうか、そもそも話しますよねっていう話をしたような気、
0:30:46	というなお話したような気がするんですけど、お忘れですかね。
0:30:53	わかりました。申し訳ございません。構造のイメージは、今、写真等ですね、写真等にいたします。
0:31:09	いいですか。はい。
0:31:11	江藤はそれでは次なんですけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:17	130 番、関係で、ちょっとすみませんこれは一応確認だけなんですけど、130 番のところでは今、周辺と物理研究はされていない。
0:31:29	ここの可燃物管理って書いてあるんですが、今回の資料にもある、
0:31:38	資料 2 の通しページ 40 ページの表 13 とか、
0:31:44	通し 41 の、
0:31:48	図別図ってやつですかねっていう可燃物管理のところは、とか、火災感知器等を設置しない区域区画すべてに対して行うという。
0:32:03	理解でよろしいですか。
0:32:16	できれば、
0:32:18	とですね等、
0:32:20	逆にいただいた通り、募集を破碎感知器等設置しない区画に対して、すべて、
0:32:27	することって考えてます。
0:32:30	はい、規制庁伊藤です。わかりました。
0:32:33	次に行きます。
0:32:37	あと 131 年は良くて、
0:32:43	133 番について、常務整理の関係ですけれども、
0:32:49	14 条の適合が 0 になる理由のところ、
0:32:55	これ前回ヒアリングの時に、
0:32:59	聞いていると思うんですけど、そうか設備を兼用する。衛藤。
0:33:07	葛西菅、葛西感知用の火災感知器がありますというところまではわかったんですけど、今回、
0:33:16	火災はピット対応で新たに設置するものもあると、消火設備と兼用のもので新たに設置する感知器があるという、
0:33:28	回答を前回もらった気がするんですが、その理解が正しいんでしょう。
0:33:56	ございます。申し訳ないちょっと違いが申し上げますけど、バックフィット H 化するものの中に、消火と兼用があるか。
0:34:07	というご質問でよろしいですか。小嶋阿部と宗そうですねと火災感知器パフィットでつける感知器のナカニシイソダスズキと兼用となるようなものがあつたら、
0:34:34	発電所の方から、伊勢伊せさんの今野駅、大江っていいですか、
0:34:43	はい、エミイセです聞こえてます。
0:34:46	今回、設置するグリッパーFITが設置する追加する認識の中で、消化アート計上するものがありますかという給付なんだけども、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:59	確か前回あるような話をしていたんですけど、その理解でよかったです。
0:35:03	ご回答をお願いしたいです。
0:35:08	話をして、
0:35:11	例年の中で、
0:35:16	創価設備単体で見ると、増えてはいないという。
0:35:21	うん。
0:35:24	感知器自体は増えていない。
0:35:26	で、
0:35:29	そっくり。
0:35:31	で見ると、その消火設備金曜の部分に関しては、増えていない。
0:35:40	配置の変更だけ。
0:35:44	はい。一戸。
0:35:49	セイトウで生徒数が増えてないと。では配置の変更はしてるということですね。
0:35:59	全然会社です。その理解で考えありません。
0:36:04	はい。とりあえずわかりました。で、今の情報って、補足説明資料の中に入ってます。入ってなければちょっと推計をしてもらいたいんですが、
0:36:21	えっと、今
0:36:25	衛藤。
0:36:29	会合資料の中の 607 ページ。
0:36:36	から 2 行設置する。
0:36:40	平面図になってございまして、ここで緑で比較っていうわけですね。
0:36:50	こちらが下に※2 で、明記でございます。
0:36:56	熱感知器になりますけれども、兼用、同様の感知と兼用ということで、お示しは、
0:37:05	それぞれの平面の中で、
0:37:08	金融部分については、ここを示しますということでは、一応明記ができています。
0:37:18	正当ですねっとしたいのはこれまでの禁忌認可の状態から、経過の想定っていうか、
0:37:28	今回の工事でどう変わるかっていうことなんですね装荷設備危険をしているものが、
0:37:35	今回新たに何か、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:37	数が増えますってことはないけれども、配置が変わりますよということであればそ、その、その情報が欲しいという、
0:37:53	申し上げました。
0:37:59	欲しいという、
0:38:11	うん。
0:38:20	現場でございます。今の話は、兼用となっている感知器。
0:38:28	が、増えてはいなくて、隣接、
0:38:32	が対象がありますということを、どっかに文章として落としておいて欲しい。
0:38:39	はい。そうですね。図面上って、
0:38:42	一つ教えてくれとまでは言わないんですけど、ちょっと整理表とかでもいいんですけど、それを書いてもらえないかなと、ちょっとそこが
0:38:52	要するに、何も変わってないのに、丸条文なのかっていう疑問があるので、一つ、何が変更になっているのかを教えてくださいっていう、そうします。商社さんで資料の方に落とすよ。
0:39:06	記載するいたします。はい。お願いしますということで、情報整備の方に詳しく記載することに
0:39:15	進めたいと考えており、
0:39:18	うん。
0:39:19	規制庁西内です。
0:39:22	ちょっと1点だけ、明確にしておきたいのか結局、
0:39:26	既工認の要は今回の工事前、
0:39:30	の状態から、今回で工事する工事後の状態の比較において、
0:39:37	自動消火設備の感知用の感知器、
0:39:41	ていうものは、
0:39:42	状態が変わるという理解でいいですよ。何も変更がないではなくて、それはさっき言った配置の変更とか、あと、イトウが確認して追加とかそういうものがあると思うんですけど、とにかく状態が変わるってことは、
0:39:54	事実設備の状況としてですよって理解でいいですよ。
0:39:59	その理解でいいのであれば、まずその趣旨を明確にさせていただいて、具体的にはこういう変更がありますっていうような感じで書いていただければもうこちらも理解をして明確かなと思います。
0:40:09	我々が確認したいのはあくまで結局10条は、自動消火設備のに紐づいてる感知器はいわゆる間接関連系みたいに関いて、その14条とか

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	も対象でしょうっていうのは多分お互いここは共通理解になってると思うんですけど。
0:40:22	結局その状態が変わってるんだよね変わってないんだねってのを明確にしておきたいという趣旨なので、その趣旨で今言ったようなところで具体化していただければいいのかなと思いますよろしくお願いします。
0:40:32	赤瀬。
0:40:34	伊井ニイツです承知いたしました。
0:40:37	二つだけ、はい。
0:40:38	江藤日下尾藤です。が続いています。
0:40:42	134番、これもちょっと似たようなことを聞くんですけどもその前に
0:40:50	前回のヒアリングでお話が、話をして、東海発電所等、共用する感知器、
0:41:00	オチアイ赤井トラフで共用または相互接続してありますけど、相互の接続ってあるんですけど。
0:41:10	タケノニイツです。接続はないです。はい、わかりました。ちょっと書き方が、
0:41:18	であれば、多分相互の接続はいらぬような気もします。圧力と。
0:41:24	前回のヒアリングだと、緊急時対策所の建屋の監視気が、東海発電所と共用スルー者に該当すると。
0:41:36	いう説明があったんですけど、
0:41:39	えっとですね。
0:41:46	今、私、
0:41:48	東海大の足育成公認の、
0:41:52	補足説明資料を持ってるんですけど、補足40残ってるやつで、共用相互接続設備っていうものがある、これを見るとですね。
0:42:04	確かに緊急時対策所建屋って思ってるんですけど、同時に固体廃棄物作業建屋と答えたいっていう、ちょうどこの感知設備も、
0:42:19	東海発電所と共用しているっていうふう書いてあるんですよ。
0:42:25	で、今回の間つき、
0:42:29	半月というか、今回の申請範囲って、ここは入ってるのか入ってないのかっていうのを教えてもらいたいんですけど。
0:42:49	は、
0:43:12	えと言語ません。ちょっと確認しますのでお待ちください。
0:43:42	アノ。
0:43:43	泉。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:59	です。
0:44:06	入れてるんです。
0:44:07	ただし、
0:44:17	絵の 2、
0:44:21	先ほどお話のあった廃棄物作業建屋及びけど、はい。
0:44:26	廃棄物貯蔵につきましては、火災区域、区画が設定をしておりますので、
0:44:33	まず検討の方ということで、金属筐体、
0:44:39	守るべきものは金属筐体というところで障防法で対応を行いますという、
0:44:44	になっています。そこについての配置につきましては、これが 10 月 17 日の審査会合資料ですね。
0:45:00	660 ページカラー
0:45:05	固体廃棄物作業や、
0:45:08	なっております、
0:45:17	はい、660 ページから 123、662 ページまでが、固体廃棄物作業建屋、
0:45:26	続けて 663 ページから 665 ページ。
0:45:30	これは、本来的グループ長像ということで、障防法で対応するという、
0:45:36	設計をしている区域価格になります。
0:45:59	藤セイトウです。消防で対応すると、障防法で対応するってということは、ここの鍵目帰ってある範囲に入っているのかいないかということなんですか。
0:46:16	40
0:46:17	安全。
0:47:28	下の三つです。それと、今回の申請の扱いで、該当しますと、
0:47:36	2018 年の SA 購入時につきましても、この二つの点については、
0:47:44	障防法、多様性、
0:47:46	しております、今回、同じように障防法で配布するということで、設計の方は、
0:47:52	変更していないのでそのまま FIT 申請最初、
0:47:57	にはならないのか。
0:48:05	関さん、そっちは、はい。
0:48:09	そんな笠井です。
0:48:12	これが載ってるんですけど、
0:48:16	この建屋自体は、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:18	あと、今回の申請の、うん。
0:48:21	はい。
0:48:22	あるのかなと。
0:48:24	いや、消防法に基づいてオクって、
0:48:29	でもそれもそう。
0:48:31	そうですね。
0:48:33	そうなんです。
0:48:34	その後のトダテオクとか、その2種類置いてないところとかそうです。
0:48:40	ウタダアノなんていうのは、基本的方針の変更だから自然と審査になると思う。はい。
0:48:52	規制庁西内ですけど。
0:48:55	基本設計方針上で、固体廃棄物をアートオダ廃棄物の建屋とそれ以外の建屋で基本設計方針上で書き分けてるんですけど。
0:49:06	書いてないですよ。はい。多分ですけど基本設計方針上は、DBSA等あとは特重施設の基本的方針とか多分そういうレベル感の書き分けはありますよね。
0:49:17	ただその下の個別の建屋ごとの書き分けて多分基本、基本設計方針じゃないはずですよ。
0:49:22	今回基本設計方針を変更するわけですよ。
0:49:25	まだ自然と。
0:49:26	入ってくるだけだと思いますけど、ただ結果、ただ、基本設計方針を変更してるけど引き続き障防法を適用する設計に変更はないってそれだけの話ですよ。だから申請範囲とかどうかと言われると、
0:49:38	基本設計方針の変更が申請範囲なので、
0:49:41	当然にして、その適用対象がすべて入りますよねと。
0:49:45	いうだけなのかなあと思っています。
0:49:48	そういう意味で今あれでしたっけ、検便とか出してないんじゃないんですか。
0:49:53	補足説明資料とかで図面とか出してもらってるじゃないですか、その中にありますよね。はい。
0:49:59	ですよ。だから、当然にして説明されていて、業績方針の変更範囲としても含まれている。ただ、消防法に基づき設計するっていう考え方は書いてませんよ。
0:50:08	というだけの話だと思うんですが今、ニシウチがいましたかね。
0:50:14	アトベやり方。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:18	それは、
0:50:21	東海発電所との共用化の審査の対象になるかって言うと、共用の関係性を変えてないっていうことが基本設計方針の変更なんだったらそれは変更なしとして今回申請は、私今回の工事内容は関係ありませんって落とすってのはおっしゃる。
0:50:36	実際に設計を変えてるかどうか、今やると思いますけど、まず、まず今、今ここでやってたのは、まずは
0:50:47	さっきお話したような理解は多分あって、
0:50:51	右の下にその基本設計方針のところで、障防法で対応します。今回新しく記載を追加しているところになるので、
0:50:59	先ほどのご理解でもらえる。
0:51:05	何ですかね
0:51:10	変更有無にかかわらずですかね、施設全般共通の少なくともDBSA全般の共通の基本設計方針を入れるっていうことは、自然と
0:51:22	すべてが、いわゆる審査の基本設計方針の適用対象になるはずなので、
0:51:28	自然とその申請範囲に入ってくるでしょうと、内容に応じて、ここは特に変更なしここは変更ありって話が出てくると思うんですけど。
0:51:35	ていうだけの話かなと思いますので、ちょっと共用の話とかA発電所と共用の話になるんですけど、
0:51:43	今回東海発電所との共用感知器を共用しますよ。
0:51:49	ていう話は基本設計方針上どう表現されてるかっていうと、共用設備っていう旨は農協積方針上明確にされてるんですけど。
0:51:58	感知設備のところ、
0:52:06	感じ。
0:52:11	うーん。
0:52:13	お話してる資料 2。
0:52:17	1 ページの 58 ページ。
0:52:19	はい。
0:52:24	アベ衛藤ここで書いてもらってるように一部東海は、東海第 2 発電所と同様って書いてもらってるんですよ。
0:52:30	なので、この位置付け自体は別に今回変更してないわけですよ。うん。そうですね。だから基本設計方針上は変更してなくて、実際に文字づらは木野関星川ないけど、この機能設計方針に基づいてその許容範囲を変えてるとかそういったこともないわけですよ。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:48	ていうのを踏まえて、特に重要共用っていうところは今回のいわゆる今回の変更によって、いわゆる適応状態が変わるわけじゃないので、
0:52:58	適用条文との関係ではいわゆる場所にしてますみたいな、三角になるんですよね多分関係するところだから、3角は違います。個別の話、すみません。
0:53:09	ドア別も、
0:53:12	逆走しない。
0:53:14	そういう意味では酸素の共用の部分についてはそういった状況を踏まえて適用条文の適用状態考えてますっていう旨を明確にしてもらえればそれでいいのかなと思ってますが、何か私は理解ナカヤマ認識そごがあれば教えていただきたいんですけども。
0:53:33	うん。
0:53:36	2年目の方ですけど、認識いただけると思います。
0:53:40	基本的には今回はないし、実際の変更はないので、要は審査、今回の審査店舗において適用状態の変更がないから、いわゆる三角形的な
0:53:52	お願いします。
0:53:55	あっちがいいのかなって気がする。はい。
0:53:57	セイトウです。イトウ確認ですけど、共用のところの設計の変更がないっていうところは、今の答え。
0:54:07	系のところとあと、近畿全体建屋の方についても同じであると、そういう理解でよろしいですね。
0:54:17	ニイツです。
0:54:22	はい、わかりました。えっとですね。
0:54:25	であれば、設計変更がないっていうところは、上が整理表で書いてあるんですけど、そもそも共用してるやつが何だっけっていう説明がないかなと思うのでそれを資料に達しておいて、
0:54:39	もらいたいんですけどよろしいでしょうか。
0:54:50	年ですね、具体的に、
0:54:56	この三つの建屋について共有しているということを記載するシミズという問題でしょうか。
0:55:03	はい。それでよろしくお願ひします。伊波です。承知いたしました。
0:55:13	はい。セイトウです。それでは続けますし、
0:55:18	うん。
0:55:19	うん。
0:55:20	藤。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:22	すいません、今の関係でなんですけど、
0:55:27	と、
0:55:30	今回発電所と共用している感知器。
0:55:34	について、
0:55:36	ごめんなさい、やっぱり佃さん、次に行きます。
0:55:42	10月6日のヒアリングですね、もう1個聞いていたからっていうところがあって、火災区画の設定の考え方。
0:55:53	火災なんか、火災防護審査基準で放射性放射線の方が火災区域としか書いてなくて、っていうあたりの話がありますよね。
0:56:05	それちょっと火災区画の設定の考え方、あとは、
0:56:10	清掃同等各課みたいなのところの、
0:56:14	確認をお願いしたかなと思うんですけどもその答えって今ありますか。
0:57:01	確認して、
0:57:07	現在のコバヤシです。
0:57:09	発電所、誰かの状況、答えられるかといいますか。
0:57:27	すいません、ちょっと。
0:57:31	そうだった。
0:57:35	はい。池小橋で聞こえてます。ゆっくりしゃべって。お願いします
0:57:39	申し訳ありません。ちょっと質問がちょっとなかったのもう一度お願いしてもよろしいでしょうか。
0:57:48	規制庁伊藤です。前回のヒアリングの時に、火災区画の設定の考え方、
0:58:00	火災区画って、今、補足説明資料がいっぱい出てきてるんですけども、業務表に書いてあるものと書いてないものがあったりしていて、それが、
0:58:11	どういうところから血が来ているのか、ちょっとその辺りの設定の考え方について質問して、口頭である程度は回答もらったんですけども、ちょっと改めてその確認した結果、
0:58:26	あとは申請書にどう書くのかといった辺りの説明をいただきたいんですが、今、
0:58:34	書いてありますでしょうか。
0:59:02	あ、発電所モリてってるんでしょうか。
0:59:07	はい、聞こえてます。
0:59:09	まずですね今、火災区画、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:12	として載っているものにつきましては、
0:59:16	DBとしての課題の影響低減、
0:59:20	の要求があるところにつきましては改革を、
0:59:25	4億4に登録しているという状況でありまして、
0:59:30	この改革で、以前あった三条件ですね。
0:59:34	3条件を満たすところで区切っていくというのがそのKBの領域、
0:59:40	というふうに我々は考えてます。
0:59:43	で、そのJBの河成影響定義のないところの今の閉じ込めとか、
0:59:48	というところについては、
0:59:50	この誕生機能満たさなく、
0:59:53	でもいいんじゃないかと。
0:59:55	いうふうな考えで、今回、価格の方を、
1:00:00	新たに切って、それぞれの核としても今回登録すると。
1:00:05	いうところで、赤田深津の切り方がDB対象のところか。
1:00:11	それ以外かでちょっとこれまでは考え方を変えておりました。
1:00:16	計画値とかどうかわかりませんが、考え方の定義は一応から考えて ます。
1:00:23	現実のです。ちょっと今のモリノ説明をさせていただきますが、
1:00:28	今回整備、
1:00:31	した結果ですね今回火災感知器の配置の検討をする上で、火災区画ご とにつけ付けない、どういう感知器をつけるっていう検討を行っているの で、
1:00:43	火災区画自体は感知器の
1:00:47	設計を行うというところで、要目表の方に登録をすることで、えっと考え ています。その上で登録の仕方としまして、火災区画になりますので、 まず火災区域、
1:00:59	ではないところっていうところとあとわあ、系統分離ですね、というので、 あと3時間耐火だったり、1時間耐火という要求が求められるところで はないので、数、
1:01:11	火災区画の名称のみを登録することで、考えております。
1:01:21	それはちょっと今、ついていけなかったんですけど、火災区画、
1:01:28	笠井加来を今、全部要件に書くっていうさういう、
1:01:32	回答でよかったんすか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:34	原電の新居です。そうですね今回衛藤河西区域火災区画データは一井感知器の配置の明示をさせていただいたところに追加されて、火災区画の方、
1:01:45	要目表の方に登録することで考えております。
1:01:54	藤規制庁江藤です。
1:01:59	ちょっと4協の形を見てみないとですけど、はい、わかりました。
1:02:08	今のところでよろしいですか。
1:02:10	はい。
1:02:14	そう。
1:02:15	それじゃあですね、
1:02:19	10月3日の関係では、私からはこのぐらいですけれども、はい。すいません少々お待ちください。
1:02:30	衛藤アノ規制庁ニシウチですけど。
1:02:32	区画の話なんですけど、ちょっと認識は私の認識にそごがあれば、これ明確にしておいて欲しいんですけど。
1:02:41	あくまで区域区画って火災防護審査基準でも、まず設定しましょうねと言っているものですよ。いわゆる、
1:02:48	安全停止に必要な機器とか放射性物資の貯蔵閉じ込めに有する機器に関しては区域区画を設定しましょうと、衛藤葛西防護審査基準上はその貯蔵閉じ込めの方は区域だけですけどね、明確に書いてるの。
1:02:59	で、そこに対して発生をし、
1:03:03	感知消火、影響軽減という3方策を、その区域区画に対してやりましょうねっていうのが審査基準で書いてる話です。
1:03:12	なので別に今回の話も、
1:03:16	なのでちょっと日本原電の説明を聞いていると、影響軽減の要求がないから区域だけでいいですとか、
1:03:25	今回感知消火感知器の設計の話を踏まえて区域を区画を設定しますとかって言われたんですけど、
1:03:31	いや、そもそもその1断面を切り出して区域区画って設定するものではなくて、
1:03:36	7アノ、一番最初に設定して、その設定したのに対して後段で3方策をやっていくっていう組み立てのはずで実際、基本設計方針とかもそういう流れで書いてもらってると思うんですよ。
1:03:47	なので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:48	まず家影響軽減野瀬要求がないからとかっていうだけで跡地の話ではない。
1:03:54	という理解をまず私はしてるんですけどそれはもう同じ認識でよかったですかね。
1:04:00	元の三つです。おっしゃる通り真面目に区画を設定するという認識ですので、
1:04:06	規制庁西内です。了解しましたで、
1:04:10	例えばですけど、貯蔵閉じ込めの方の話に関して言うと、これは系統分離っていう考え方がそもそも安全停止系とはちょっと違うわけですよ。いわゆるそういった機能を持つてるところは3時間の区域で他と分離されてればいいって話なので、
1:04:24	で考えると、ちょうど閉じ込めのところに関しては必ずしも要は価格を設定しなくても、
1:04:31	区域として発生防止、感知区域全体としてですよ、発生防止、感知消火、影響軽減っていう設計をやってくれば、
1:04:41	多分別に区画をWord設定する必要はないっていうそういう話だと思うんです。
1:04:45	実際に新規時の時には特約押せ工認上登録しないでやっていた。
1:04:52	ということだと理解をしています。一方で、今回の話、換地設計をするにあたって、換地設計の中で甲斐火災区域の中でオク場所オカない場所とか設計が変わる場所があるので、
1:05:05	そういったところも含めて、改めてちょっと区域価格設定を考え直して、登録する区画を登録することにした。
1:05:13	という説明だと理解をしてるんですけど。
1:05:16	まずここまで終わってますが認識として大丈夫ですか。
1:05:19	元のニイヅです。同じオカです。であればですよ。ちょっと、もうちょっと追加で確認をしておきたいのは、その区画ごとに換地設計やってますっていうのはこれまでの審査会合でも十分説明をいただいていた、この間のちょっと具体的に複数の区画について確認をさせていただきましたけども、
1:05:39	他の部分、要は発生防止対策、
1:05:43	感知消火の中の消火、
1:05:45	影響軽減区域分離なのでここは変更ないことは明確だと思うんですよ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:49	発生防止とその消火のパートについても、今回今まで区域としてやっていますって説明だったものが区画に分割した上で、その区画単位でやっています。
1:06:00	という説明に変わると思うんですけど、実際にやる内容は何か変更があるんですけど。
1:06:05	そこは特にないという理解でいいんですけど。
1:06:09	元の三つです。発生防止と消火につきましては区画を2分割した場合に同席変更ございません。わかりました規制庁西内ですその旨はちょっと明確に資料掲載しておいてもらってもいいですか。
1:06:21	最終的に補正増とかの内容方の内容の方でもしっかり確認をするってということになると思うんですけど、実際今回基本設計方針上は特に変わらないってことだと思うので、添付資料でも具体的にアラカワないよってことを明確にっていう、明確に確認できればと思ってます。
1:06:37	まず今現状の事実確認として了解をしたので、ちょっとそういった位置付けはちょっと明確に記載をいただければと思います。はい。
1:06:47	よろしいでしょうか。
1:06:51	激励の三つですね承知いたしました。はい。よろしく申し上げます
1:07:01	藤。はい、規制庁の江藤です。それじゃあ、
1:07:05	あと、次に、審査会合の指摘事項を踏まえ、回答関係ですけれども、
1:07:14	私からはですね、個別の許可というよりはちょっと全体的な考え方なんですけど、今回の回答で、正常、
1:07:27	管理が入ってきました。で、施錠管理はそもそもどういうふう管理するんですかっていうところからですけど、
1:07:40	普段は施錠していて、
1:07:42	その区画2、
1:07:47	入るときに区画を通るときだけAとかB。
1:07:51	を開けますと、
1:07:53	下用事が終わったら、鍵を閉めますと、そういう管理であるとそれが施錠管理になると、まずそれで合ってますか。
1:08:05	ちょっと内容を説明してます。
1:08:17	出野衛藤先ほど尾藤さんがおっしゃられた通り普段は、人がタッチしないときは施錠した状態で、衛藤作業等で、
1:08:27	内田の話。
1:08:31	で、作業のない作業が終了した方、ちゃんと施錠を行って、鍵を返却する。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:37	というのが、うん。はい。
1:08:39	はい。施設をイトウです。それでその鍵っていうのは、誰が管理してるんですか。
1:08:47	権限等を組み込んで、
1:08:52	右手のニイツですけど鍵の管理については現在、管理の方、
1:08:57	現在、
1:09:02	やろうとなったから出されてますか。
1:09:12	なんかゲームが強いです。具体的に誰が管理するかはまだそこまでは決めてないんですけども、
1:09:19	例えば、発電所の中の補修の人間、
1:09:23	補修の部門、もしくは課題を担っている方、候補になっている安全防災ですが、このところはこれから調整をしますが、
1:09:35	実際の作業員とは別のもので原電のものがしっかり完了しててそこに仮に来させるという様をしようという考え。
1:09:44	規制庁伊藤です。はい。
1:09:47	どうですか。なんか、まだ決まってないっていうのは、何か、いわゆる
1:09:52	これまでも施錠管理していたようなところの、
1:09:56	鍵を管理している人とは違う人になるってことです。
1:10:01	今、管理期間しているのは放射線管理上必要な場所。
1:10:09	管理をしているところでして、そこは室アサノアンカー安全防災管理になっている安全管理室というところは対応しております。
1:10:19	今回の防火の観点ですので、それをどこで管理するかっていうところを、まず調整が、
1:10:27	それが間違いなくどこかで管理する必要がある。
1:10:31	はい。
1:10:32	設計プロセス、何となくわかりました。それでとか鍵を借りる手続きだとか、返す手続きについては、何か、
1:10:44	こうしますっていう説明できるものってあります。
1:11:20	県の機密ですけど、オギにつきましてはまず限定の工事の担当人間が、
1:11:27	工事であればですね、工事の担当の人間が、その管理をする部署。
1:11:33	連絡をして予約をした形で、仮予約をして、蓮見の人がヨシノカネオカ。
1:11:40	ということであります。
1:11:49	藤。
1:11:50	それは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:52	いわゆる今、すでに製造管理してるような放射線安全でしょう。何かそこら辺の
1:12:01	ところから鍵を借りる手続き等も同じような手続きであるっていう、書いて欲しい。
1:12:10	と同じ管理の理解があります。
1:12:15	はい。
1:12:15	はい。はい。
1:12:17	1 ます。わかりました。
1:12:21	で、あと、もう一つですね。
1:12:25	赴任したいのが、
1:12:28	今日の資料 2 の 40 ページ、表の 13 があると思うんですけど、
1:12:35	衛藤で一番下の一番下の、
1:12:39	使って、
1:12:41	巡視点検とかパトロールとか。
1:12:44	の話がありますねと。で、製造管理に関しては、全市定検とかパトロールとかで何を確認するのかというところを教えてください。
1:13:17	以上でございます。申し訳ありません。今、衛藤イトウさんがおっしゃられたので、
1:13:23	何を確認するか具体的にどういったことをするのかというご質問よろしいですか。それは
1:13:32	江藤丸尾、丸、
1:13:34	0909、
1:13:38	に対する今ご質問っていいですか。
1:13:41	長地点のパトロールとかありますけれども、施錠管理の観点では、その内、
1:13:47	何を確認するのかという質問です。
1:14:09	あの現場市です。
1:14:10	正常化の観点で言えば、間瀬町されていることを確認するっていうのがまず一つあると。
1:14:18	で、その中に入るときは、施錠されているかっていって中に入って行ってナカノ自体を確認するっていうのが、その遵守の
1:14:28	点検の項目になると。
1:14:30	そういうことになります。施錠管理、施錠されていることの確認ということです。はい。はい。わかりました。
1:14:39	うん。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:14:45	プレイパーク遵守点検の中でされるっていう理解でいいんですか。
1:14:49	そのパトロールとかしますか。
1:14:55	詳しい巡視点検は遵守する場所が5決まっておりますので、そこに入るところで、施錠されているところ、
1:15:05	にも入る必要があるとありますので、そのときは、この鍵を管理されてる鍵を持って行って、かけて入って中を準備するなりますので、
1:15:16	衛藤0冊上されているか。
1:15:19	はその場で確認できる
1:15:22	ということです。逆に言うと、巡視点検の行き先にその製造、
1:15:28	されている箇所、含まれていなければそこは見ないということになります。クオリティ、
1:15:35	安全エリアになりました。
1:15:38	基本、電力会社基本。
1:15:40	運転員は全エリアを、
1:15:42	遵守するルールになっておりますので、確認すること。
1:15:47	はい。ありますし、一応状況はわかったんですけど、
1:15:54	そうですね。
1:15:56	できればその辺りを説明を資料上で記載してもらいたいんですが、可能ですか。
1:16:08	今私が申したことを、言葉という文章として、例えば、今日の資料の当初40ページのところに記載を充実すると。
1:16:22	いう形で記載するということがよろしいでしょうか。はい、おっしゃる通りです。今巡視点検のところ、異常発生の有無等としか書いてなくて、
1:16:31	正常されていることの確認とか、読み取れない状態になるというのは、
1:16:39	内容がわかるような記載を、
1:16:41	してもらいたいと思います。
1:16:45	はい。現場折衝いたしました。
1:16:47	はい。
1:16:51	そう。
1:16:55	それとイトウです。ひとまず、私からは以上ですけど、何。はい。
1:17:04	規制庁西内です。今伊藤が最後に確認してた部分なんですけど、衛藤。
1:17:12	でしたっけ。
1:17:13	ちょっとページ。はい。
1:17:16	江藤ババ40ページのところのその遵守の話ですね。今いろいろ衛藤。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:17:23	ホデの設備、運転員による設備の運転異常というのは要は、日常の巡視点検や防カーアート持ち込み可燃物の申請書に元パトロールとか、
1:17:33	安全パトロールとかいろいろ書いてもらってるんですけど、
1:17:36	前回の審査会合の一番最後に、増山さあ杉山委員の方から発言もあったと思いますけど、結局
1:17:45	どの程度で十分だと思ってるのかと。
1:17:48	どういった形で担保しようと思ってるのかっていうところを、もう少し先ちょっと具体的に確認をしたくて、結局今日説明冒頭でもいただいたように、基本的にはそのオカない場所を施錠管理とかするっていうのがまっすぐ入ってきてると思うんですよね。
1:18:01	ていう前提のところを前提の場合ってのはどうやってその状態を退治していくのかっていう話だと思うので、今話聞く限り、14点検で基本的にはもうカバーをできると。
1:18:13	で、それ以外にもこういった取り組みがありますよっていうそういうような感覚なのかなあと思ったんですけどそういう理解でよかったんですけど。
1:18:23	うん。
1:18:24	うん。
1:18:26	そうですね日々の巡視点検でミナカワしていく。
1:18:32	それに加えて各種パトロールが、
1:18:35	予測に整理をして、
1:18:37	規制庁 2 周ツシマアノなんていうのは基本的にはこれで担保しますよ。
1:18:43	それに加えてこういうような取り組みもありますよっていうそのなんか関係性だけ明確にしておいてもらえればいいかなとは思っています。
1:18:49	よろしいでしょうか。
1:18:53	承知いたしました。
1:18:55	はい。よろしくお願ひします。あともう 1 個基本設計方針の関係なんですけど、
1:19:02	等、
1:19:05	54 ページですね、通し 55 ページの方。
1:19:10	今回施錠等に管理されっていうのは基本の方針上でも追加されてるんですけどねと。で、
1:19:18	ちょっと意味合いをもう少し確認したいんですけど、これって、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:19:27	どこにかかるのかって話なんですけどね。これ確かあのもともとヒアリングでもちょっと事実確認を進めていく上で結局聞いてた1回聞いたと思うんですけど、
1:19:36	もともと物理的に周辺と区分されっていう話があったと思うんです。
1:19:43	話が復活したみたいなそういう話ではないんですけど。
1:19:48	結局、
1:19:53	要はまず、物理的に区分された、いや、何て言うんですかねその施錠というのが条件に入るんですけど、マストで。
1:20:01	というところを、認識を確認したいというだけです。
1:20:28	への
1:20:29	今回、
1:20:30	対応して施錠等によりということで、施錠やハッチでエスシーされているところっていうのも含めて、
1:20:39	ということで記載しております。
1:20:44	はい。まさにその後で頭に何が入るのかってのは明確に確認しようと思ったんですけどその初の閉鎖はそのことなんだろうと。で、
1:20:53	そうすると、
1:20:56	まず、何か若干記載箇所がよくわからないなと思ったのが、施錠等により管理されは加減がなく、
1:21:02	管理する場所であって、周辺と区分された火災区域、
1:21:07	または火災区画は、多分これ繋がるんですよ。
1:21:11	施錠等に管理されっていうのはどっちかっていうと何か区分にかかる話ではないんですけどは下限がなく、可燃性物を持ち込む場合にかかるようなイメージなんです。
1:21:24	っていうので、何か。
1:21:26	もともと何か物理的にって言っていた内容は結局復活しただけなのかなあとあっていて、そのうちの物理的に区分されてるものについては今言ったように橋で閉止されてるだけの部分もあるし、
1:21:36	実際に扉のところに関して施錠管理をしているところだと思うんですけど結局何が何かマストで考えてるのか、何を条件として取ろうと思ってるのかっていう関係性がちょっと理解しづらいなと思ったので確認をしている。
1:21:48	要は物理的に区分されて周辺得物理的に周辺と区分されているっていうことを言いたいのか、容易には立ち入らないような管理をしているっていうことがマストに入ってくるのか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:22:00	その認識を確認したかったんです原燃としてはどう考えてるかですね、そこは、
1:22:09	派遣がなくってという考え方は、それは別に社長はマストなんでしたっけ。いやまず、要は1も含めて書きたいって話なんでしたっけこれは。
1:22:19	まずは下限がない。
1:22:20	設計とする設計ですよそれは。で、それをどう維持管理していくかそれ、運用の話ですよ。そこはちょっと明確に多分整理をいただいた方がいいのかなと思うんですけど。
1:22:31	8加減がなく、
1:22:38	天田がどこにかかるかなんですよね。結局、
1:22:41	そういう意味でいうと、
1:22:51	ちょっとそういう意味でいうとあれですよ今の基本設計方針の見直しのところを見ると、
1:22:58	何か周辺と区分されたって意味合いが何かよくわからなくなるなあというのは、ちょっとよくわからないなと思ったので、ちょっとそこら辺はよく関係性は整理をいただいて、要は何を条件としてとるから、オカない設計とするんだ。
1:23:11	ていうところをしっかりと基本的な設計としてまとめてもらえればそれでいいのかなと思うんですけど。
1:23:16	ちょっと現状だとよく、世情っていうのがどういう意味合いかかってくるのかが、
1:23:22	設計方針を読むとちょっと理解がすればいいなと思ったというところですね。
1:23:26	で、それもちょっと言うと、施錠という加茂早野周辺と区分されたっていうのが何か、
1:23:31	これが今どういう意味合いで書いてるのかもよくわからないなというところですね。
1:23:44	イマセ場っていうのはもう条件としてマストで考えてるんでしたっけ。それはちなみに何でなんでしたっけ。
1:23:53	いえ、そもそも、まず越冬は影がないというところからスタート持ち込めないんです持ち込まないようにする。
1:24:03	もし不用意に人が手配できない。
1:24:07	ていうところに繋がってきて、正常する。
1:24:12	ああいうところの、まずは正常については市の管理というように、
1:24:19	我々は、うんとかいう考えというものです。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:24:26	規制庁西内ですわかりました。
1:24:29	例えばなんですけど、
1:24:33	今おっしゃっていただいたように、
1:24:35	まずは下限がない。
1:24:37	ていうのが条件なわけですよ。
1:24:41	では下限がなくって、基本持ち込まない。
1:24:47	持ち込む場合には管理をする。
1:24:52	そう作ったときに、この基本設計方針を出た時に周辺と区分された火災区域または火災区画あって、最後に書いてあるじゃないですか。これは今の話の中でどこに係ってくる話なんです。
1:25:15	八尋でございます。
1:25:18	実際の物資を非常にちょっと読みにくいと思う。
1:25:21	ですけども、
1:25:23	市場により、要は周辺と分離されているっていう、そういう人とか、施錠することによって分離されているっていう、そういう考え方になってしまう。
1:25:34	物理的な、
1:25:37	ですから泊隣同士なんですけど、区画の隣り合ってるんですけども、
1:25:44	扉と1枚できっちり閉鎖されるというところで、
1:25:50	ここで言う区分されたという、そういったところの認識。
1:25:55	規制庁西内です多分ですけど、前提条件的な意味合い、要は周辺と区分された火災区域または火災区画であってっていうところで、
1:26:07	常にそれは物理的な条件はもうマストと考えてないっていうことでいいんでしたっけ。
1:26:12	それは増子と考えるんでしたっけ。
1:26:18	です。発言があって、
1:26:21	可燃物を不用意にも掴まれないっていうところで物理的な分離は必要だとか、
1:26:28	植木先生の移設ですけどそれはだから施錠等により管理されているところに結局集約されるわけですよ。
1:26:35	そうですね施錠によって管理されているところ。
1:26:40	ちょっと、やっぱり意味合いが何かダブってるような気もちょっとしますし、ちょっとよくこころ辺の事実関係をまず整理いただいて広がりを見直した上で補正をしっかりといただければいいかなと思いますんで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:26:50	ちょっと改めてもう少しですけど、ちょっとやっぱりあの順番を少し正確に記載いただいたほうがいいかなと思っていて、今、施錠等により管理されは下限がなくて書いてるじゃないですか。
1:27:03	だからこれは、施錠等により管理されることでは下限がなくなりますよってというような文章に読めるんですけど、多分まずもともとないですよ。
1:27:11	ていいうのがあるわけですよ。設計ハード面の施設設計としてももとは影がない場所なんですよ。
1:27:18	で、だから、原則火災が発生する恐れがないからだから起きませんよってそういう話なんですよ。
1:27:25	で、
1:27:26	あれば、やっぱり今、今ですよ。
1:27:29	また、内部が水で満たされており火災が発生する恐れがない場所って書いてあるじゃないですか。
1:27:36	じゃあ、このまたは以降読むと、火災が発生する恐れがない場所っていう条件がないんですよ。
1:27:41	だから何をやりたいかよくわからなくなっちゃうんですよ。
1:27:45	要は結局、まず、設計としてやる話と運用によってやる話を明確に分けてちょっと整理をいただきたいのと、基本設計方針の基礎の後についてくるものなので、
1:27:56	そういう意味でいうと、前者の内部が水で満たされていて火災が発生する恐れがない場所これ施設設計ですよ。
1:28:04	だから、火災感知器起きませんよって話ですよ。
1:28:07	これは運用が何か発生するのかっていうと、それはそもそもあの水が満たされているように運用、要はプールとかなので、その基本的に水が満たすように管理するのが前提の場所なわけですよ。
1:28:16	だから徳田のこの監視のために何か追加で運用するわけではないわけですよ。だからハード設計で終わっているっていうそういう理解してるんですけど。
1:28:23	近藤または以降の話をすると、
1:28:27	ハード設計って話がまだわからないんですよ。どこをどこからどこまでが、
1:28:32	最初からその何か管理をする前提な場所はって話なっちゃうので、
1:28:36	先の流れはさっき
1:28:39	説明いただいたような、まずは影がない場所があって、だから火災が発生する恐れがない。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:28:46	だから感知器設定しませんよ。
1:28:49	ていうのはそれは確かにほかのページのそういうラインに説明までいた だいてたと思うんですけど、その上で、そのは影がない状態を維持する ために、
1:29:02	施錠等によりまず管理をします。
1:29:06	そこはナカマそうだと思ってるのであれば書く必要ありますよね。
1:29:09	で、ただ、持ち込まないだけじゃなくて、御社の場合はあれですよ。持 ち込むときもありますよって話なのでそこまですべて言及をしなきゃいけ ない。
1:29:18	ていような流れですよ。
1:29:20	そこら辺はちょっとまず事実関係をしっかり整理いただいて、関係性を 整理いただいた上で基本設計方針に書いていただければと思うんです けど、ちょっと現状今書いていただいているものを見ると、ちょっとその関 係性がよくわかりづらいなどは思うところ。
1:29:33	でございます。
1:29:34	はい。
1:29:36	ちょっと事実関係整理いただいて、まず補足説明資料としっかり充実を いただいた。
1:29:42	上で、最終的には補正申請というところで補正書では我々も確認するっ ていう流れになると思いますけど、一度整理いただいてもよろしいです か。
1:29:51	ちょっと、設計内容を整理して、記載の適正化を検討いたします。
1:29:59	はい。規制庁の西内です。よろしく申し上げます。
1:30:06	はい。私から現状は以上ですかね。はい。他に皆さんがあれば、ちょっ と
1:30:13	浅井スタッフ。
1:30:18	今、手術されてるっていう、現場側として、
1:30:23	結論は西井と同じなんですけれども、
1:30:28	要はその感知器を置かなくてよいという考え方。
1:30:34	ついで、
1:30:36	政府が理解が多分混乱しているような気がする。
1:30:44	サポート。
1:30:46	感知器をオクオカない。
1:30:49	そもそもさっきお話をしたように、火災区域、架空の話がまずあって、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:30:56	きちっとまず全部火災防護に対して、そういったよ、きちっと徹底してまずよねっていう話がまず途中でどっか抜けてる。
1:31:09	そこ設定して、きちっと設定してるんですよねっていう先ほど確認したんですけどもそこはいいですね。
1:31:19	今月の三つですね、設定することで考えております。
1:31:23	で、そうすると、次の話、次の話として、
1:31:28	そういうところには、火災の火災発生するときの産業ってありますよね。空気と、亀井家と、今、現状としてハッタ下、
1:31:39	社会もあるわけですね。
1:31:42	で、それらが、空気はともかくとして、
1:31:46	下面と8ヶ月が大体、
1:31:50	どれがそろえばアマヤナカタニタバタ繋がるわけです。
1:31:53	だから、感知器を設置しますよね。
1:31:56	ていうのが感知消火の例であるとか、漢字の話ですね。だからまず、基本的には感知器を設置します。
1:32:04	いう話だと思うんですけども、その原則は大丈夫です。
1:32:14	池辺衛藤の理解。
1:32:18	はい。で、そうすると、じゃあ、次の段階でそれが原則なんだから、例外っていうのはオカないっていう話になったときに、
1:32:28	じゃあその3要素のうちの、
1:32:31	破面物から、
1:32:33	8ヶ月かかった外科、要はその良好、基本的には測量方法、基本的には取り除くことによって初めて火災が発生する恐れがない。
1:32:44	いう言葉が使えるわけですね。それを設計ですのかムロイするのかって話もありますけれども、まずそこが、
1:32:51	あって初めて火災が発生する恐れがないから、感知器起きませんって話になるわけですね。あそこだけですか。
1:33:06	はい。厳密にずっとつもりはありません。
1:33:11	はい。
1:33:13	もう、そっから先、じゃあその間治療がないときも、その考え方の条件として、
1:33:20	じゃあ、一番最初に、絶対火災が発生する恐れがないですっていうのは、まず可燃物をじゃないか。
1:33:27	いうことから始まるわけですね。内部で勝手に出されてるっていうのはそもそも可燃物がないからそういう話。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:33:34	ないんですよっていう、火災がもし、稼働率があったとしても、どうせ下に落下するからすぐ消火するでしょっていうそういう話から発生してる話ですよ。だから内部で水に出されているってところについて、
1:33:47	すべての人がさっと理解できると、そういう話になってると思ってるんですけども。
1:33:53	つまり帰り間違いないですか。
1:33:55	営業面のスペースでと間違えてます。
1:34:00	火災対策室の
1:34:02	じゃあ、そこから先じゃもう一つの話は、じゃあその3要素、うちも何がないから、そういう話何がないとそれが無い状態をどのように作り出すから火災発生を恐れがない。
1:34:16	いう説明になるのかというところで、そこが先ほど西内からの質問を確認をさせていただいてるところなんで、
1:34:27	実際には、まず可燃物がないことがまず第1条件だと思うんですけども、それだけだと、すべてを満たせるわけではないから、だからここに、
1:34:39	8ヶ月という言葉を使っているわけですけども、要は可燃物じゃないか、亀井物があったとしても少量で、それははかりにならないかなという。
1:34:49	いうことをこのハタケという言葉で代表してるということを忘れていないんですよ。大丈夫ですよ。
1:35:05	えっと減算。
1:35:07	藤。
1:35:07	そのように理解した。
1:35:11	だからそ、火災対策しなさい。だから、まずその部分をどうやって作り出すのかと。
1:35:18	いう話が、まず、この基本設計方針の中には、まず、まず当たらずに、それをつくり出したらどのように維持するんですか、っていう話はそれが先ほど、
1:35:28	ハラ説明を受けて、されている施錠等々、
1:35:32	いう言葉でそれで長く、その状態をつくり出しますよ。
1:35:37	いう話を、
1:35:39	してるんじゃないですかね。
1:35:43	そこだから、これも文章を読むと、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:35:47	どうやってその状態をつくり出してその状態を続けることができるかと言う文章は全部あべこべになっているから、はっきり言っている中身でもよくわからないわけですよ。
1:35:59	なんで置かなくていいのか。
1:36:02	置かなくても大丈夫なのかという説明を例外的にするためには、そういったところもともと何で技術的にそういうふうになってるんだっけっていう話を、
1:36:12	わかるように書いてもらわなやつをイワマニシウチからの確認に答える形にならないんですけれども、今、それはわかりますよ私が言ってること。
1:36:27	レベルですけど、おっしゃることで理解しております。
1:36:31	であれば、その部分を含めて、性状等という言葉、どういう位置付けに当たるのかということも踏まえてこの、この文章、
1:36:41	ちょっともう一度整理していただきたいんですけれども、よろしいですかね。
1:36:45	石井さん。
1:36:48	元ですけど、ちょっと改めて整理をした上で、記載の方、
1:36:54	適正化したいと思います。
1:36:56	はい。ニシウチのほう素食うですけれどもその部分、当社もちょっと
1:37:02	気づけながら、ちょっとお話したということとさせていただきます。
1:37:08	細かい話も係長につけていただいて、はい。
1:37:13	細かい話をして、
1:37:23	この分ですね。
1:37:25	今日の資料の 31 ページ。
1:37:33	標準の移動。
1:37:38	なんですけど、その防止のため、とりあえずは、
1:37:45	ですね。
1:37:54	うん。
1:38:12	やっぱ、
1:38:17	同じ。
1:38:24	名というところがある。
1:38:27	んと、あと大事なところは、多分規格で、例えばサンゴの田部井衛藤。
1:38:36	一方向が該当状態になっているところ。
1:38:40	ここにこちらをちょっと、
1:39:14	です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:39:16	この写真ではわかりづらいなと思いますけども、まず
1:39:22	この床面ですね、そんなマニュアル、フロアっていうか、床面から写真を撮っております内部関係。
1:39:31	ですのでちょっとパッティングというかその床面上で開口部になってるところございまして、そこに負担としては、地形ですね、金属も、
1:39:43	ふた等を設けて、
1:39:45	特に管理部をつけられるように、私穴を塞ぐようなイメージなんですけれども、そういった対策を打ちたい。
1:39:53	というのは、こういった後、例えばその、
1:39:58	Hatchというか、
1:39:59	穴があいてるところ。
1:40:00	そういったところの、
1:40:02	その施工を今考えて、
1:40:07	ですので、写真的にいけますと、次の 124 ページにあります 20 ページもそうなんですけども、
1:40:16	コイケアノコヤマのコミュニティクラブですけども、こちらにふたが閉まるようなイメージ。
1:40:24	思っております。
1:40:31	はい。
1:40:35	部分は、
1:40:41	ミイ海田んでしたっけ、そんな。
1:40:48	レメディっていう、はい、その通り。
1:40:53	そうすると、その上部の空間を待望された部分に、江藤深瀬。
1:41:01	これが、
1:41:05	根井蛭田です。はい、その考え。
1:41:16	続きまして、
1:41:18	ページの、
1:41:20	室。
1:41:24	うん。
1:41:26	場合の、
1:41:28	コウからある部分、ウエキのところ、いえ、
1:41:32	エイトは近い方は、
1:41:41	スポーツの 37 ページに写真がありまして、
1:41:46	基本、
1:41:48	画像という写真が増えたなと思うのもあるんですけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:41:52	この辺、
1:41:55	基本的には、
1:41:59	何か案のようなもので、熱郭みたいなものを外せてるから、
1:42:06	わからないです。
1:42:12	今、河辺さんおっしゃられたように、
1:42:18	堤ですけども、Greenポイント、これネットになってございまして、当然です ね作業中は及び作業外ですけども、
1:42:29	人員等が落下しないように、
1:42:32	もしくはものはですね、もう今、オノナカノ大河内 内容ということで、工 事中、ネットをかけているものになってございます
1:42:43	イメージにはなっておりますけども、具体的には開口になりますので、 そういった足場パイプ等を持ちまして、まず安全確保を行います。
1:42:54	その上で、下の掘るための階段等ですね、はしごをかけます。その橋を かけたところが、扉というか、開閉ができるような入口入口になりますの で、
1:43:07	そこから要は下に降りれないように、施錠、工事中施錠をかけるような、 運用していきたい。
1:43:16	なお且つこのネットワーク当然その安全上の話になりますので、これは もう採用赤間は作業していくというもの。
1:43:26	そうすれば、
1:43:29	この入戸自体が施錠管理をしていくというのではなくて、ナカにかけて ハシモトおりにいったところに、
1:43:40	電気行く方が、うん。
1:43:47	できる。はい。周囲を、足場等ですね、タナベisという安全上の措置を し、資格ですね、周囲を囲みまして、
1:44:00	先ほど申し上げた、下までを見るためのは仕事を設置したところが経理 部になりますので、そこが自由に開かないように、正常する。
1:44:11	その上で、タオカさんのネットがあるというような現状になります。
1:44:22	この方というのは新規。
1:44:29	現状でございます。これはあくまでも定検工事中になります。
1:44:34	定検定検等がございませんと、先ほど
1:44:42	水井知ってます。
1:44:51	122 ページは、今日の資料 122 ページになりますけれども、
1:44:59	こういった状態に、Ⅱ 通常時はこういった状態になります。これは定型 に点検等で、なんかは入れないとなりますと、今の田部さん、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:45:10	出ている話も先ほど写真です。
1:45:15	36 ページに、そのような所状態ということで、
1:45:21	通常何もなければ、8 期はずっと閉まってしまう話ということ。
1:45:33	本当。
1:45:35	普通は、
1:45:38	集まっているというのは、
1:45:43	にコンセンスを行って、
1:45:53	と、
1:45:54	はい。そうです。こちらの先ほど申しあげました安全確保という意味で必ず墜落落下防止措置を講じますので、
1:46:06	このようなペースでアノし手法を囲まれるような、成功をその都度ですね、開口になりましたら罰則をするように、
1:46:22	続きまして、総数の数ページに、
1:46:36	等
1:46:38	の方に行きます。
1:46:54	107 ページですね。
1:47:09	僕は 250。
1:47:16	後、107 ページの、
1:47:34	ない。
1:47:47	さっきのページ数っていうか、会合資料の方ですね、今作ってるものは、
1:47:58	127 ページはよろしいですね。
1:48:14	すいません、まず、31 週。
1:48:19	こちらの養父の方には、
1:48:26	ちょっと、
1:48:31	空港がある場所なのかなというふうに思うんですが、
1:48:34	この部分をとかって感じ。
1:48:41	空港に進まれるのかなという。
1:48:46	御説明がある。
1:48:53	県ヒロキ、
1:48:54	本日、資料に、本日の資料の 30 ページ、今のさらに、当社 32 ページに行きますが、アスタリスクの 2 をつけてございまして、
1:49:07	お願いしますが、通しページ 30 ページ。
1:49:12	特定の場所へのアクセス通報という、こういう表現にさせていただいております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:49:19	申しますのは、このコメント回答のところでご説明がありました。少しページ、38 ページ。
1:49:29	のところで、
1:49:31	お示しております。
1:49:33	左側に行って、1Qという、1 回階段室っていうことを受けております。
1:49:40	ここからですね、あの人が、はい。
1:49:45	谷アノ本当にツールをなっていて、丸尾増加というか、
1:49:50	そういったところを通り抜けていってところから、今回、通報という表現をですね、採用適用させていただいています。
1:50:02	うん。
1:50:03	そうすると、
1:50:07	藤さん。
1:50:12	城甲斐に、
1:50:14	行くためだけの、うん。
1:50:25	あ、はい。
1:50:27	まず図面でいきますと、1 回目ですね、まず真ん中の 1-8、ここに行く、1 回目にここに行く。
1:50:40	まず通路なんていうと、それからその上の中に書いてございますけども、階段を上って、上の階に行った先の一重ゴトウ、それから 16。
1:50:53	この部屋に入っていき、どうかというか、そういう通路になる。
1:50:59	ホリウチということなんで、
1:51:21	を、
1:51:23	27 ページ。
1:51:25	もう、
1:51:29	結果を見ていただくと。
1:51:36	なぜ 1 階部分。
1:51:39	11 ページの
1:51:43	起こって
1:51:46	この写真とかの実験、説明オйкаワ担当された部分、改善を徹底させるような、
1:51:53	感じがするんですが、
1:51:56	ここを計上して、了解。
1:52:00	マツオカにイクノを、
1:52:02	はい、そういう
1:52:04	それ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:52:10	NEL
1:52:12	はい。
1:52:19	今右、大変申し訳ございませんけどあのさ正方形作成方法につきまして一番奥に見えるのが多い。
1:52:27	扉でございますけども、こちらが1級に入っていく、要は扉は内側から扉になりませんかでしょうか。
1:52:37	その手前にあるのが、地下にある海田、
1:52:42	確かに小黒みたいに、単なる部屋の中に、
1:52:46	それぞれ、
1:52:48	1階中二階というのを設けておりますので、この階段上がりまして、諸岡様になっておりますコアの後半のフロア。
1:52:56	これを介して、両隣の部屋に入っていく。
1:53:00	というような、そういった構造、例えば、あの辺の構造にイワマなっている。
1:53:10	そうすると、
1:53:14	利用会員の
1:53:16	うちの15とか、
1:53:19	の16にアップ。
1:53:23	ためには、この階段を上るという
1:53:26	動いてないっていうことで、
1:53:31	ぜひ、はい、その通りです。
1:53:35	先ほど言った質問というのはこの経費の中国系ということで、
1:53:45	はい。あと、その下ですね、提示の8番目、技術を、これカミヤ、
1:53:53	へのアクセスの扉、扉等になります。
1:54:10	本当。
1:54:12	て1-8。
1:54:16	10ページ、10、
1:54:20	これ、
1:54:23	2、私の
1:54:27	もう18ページの海田-1をすること。
1:54:35	これって普段は、
1:54:39	そこまで、
1:54:40	人は、向こうはしないと。
1:54:46	数字を、施錠管理、通常から施錠管理をされているところを、になりまして、一般の曲作業、アノis。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:54:58	今、今後ルートは変わらない。
1:55:03	正常化というものをね、
1:55:16	火災対策。
1:55:17	まずちょっと、
1:55:19	わからないんですけど、要は、しょっちゅう来るような話だったら、施錠してって、施錠してても何の効果もないわけですね所長上げてしまうわけですから、
1:55:28	実際に通路として通る部分っていうのは、
1:55:34	どう、どれぐらいの
1:55:36	頻度で人が通るのかというのがわからないと、要はここは施錠管理していることが、要はずっと保たれている状態を、
1:55:46	維持できるのかっていう話だと思うんですよね。実際にそこを、
1:55:52	Tallしょっちゅう通るんであれば、最初からこの分、
1:55:55	それで型の感知器をつけて通るようにしたらいいじゃない。
1:56:00	という話もあるわけなんですけど、実際ここ0って書いてあるところがどれぐらい通らない。
1:56:07	ここの部分。
1:56:08	潰し、その施錠管理する、することによって、
1:56:13	きちっと火災の管理が維持できる。
1:56:16	いう話になるのか、っていうところが、この通路っていうところは部屋も本当はそうなんですけれども、
1:56:22	普通のっていうところについては、特にそういう頻度が極めて少ないから、こういう感じで大丈夫なんですっていう話がなければ施錠管理してる、ありますかって話になると思うんですけど、その辺、
1:56:39	考えればいいのかをちょっと教えていただいてもいいし、
1:56:46	ない、メディキット、
1:56:49	まず一つはもう、
1:56:51	うん。
1:56:52	通常年中になりますと、ここは正常がもう市場されている扉になっておりまして、
1:57:01	点検、それから何か確認。
1:57:06	ない限りは、まず普通には入らない。
1:57:11	運転のパトロールでございます。それはグルーピングエリア管理の
1:57:19	なりますので、そういった時には入ります。ここは泊呉時には、経験が開始されますと、要するに徹底し、提言ですね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:57:31	ページ提言になりますと、この施錠は放射線上解除されることになります すんで、ナカノ定期点検を行うことになります。
1:57:41	そういったところから今後はですね、通常の定検中停止停止提言中 においても、今の紙でいきますと、施錠はされていて、
1:57:51	その都度ですね、中で点検する人間が、鍵を借りて中に入って、終わっ た中で、会議を進めていくというようなエリアになります。
1:58:07	浅利対策。
1:58:09	すいません。ちょっと今ひとついえ。
1:58:13	うん。要は、今お話いただいたのが、運転中は、
1:58:18	入らないということなんですか。はい。であれば、いや以上あったときに はいない以上はどういうふうに出る以上の頻度だつてわからないんです けども。
1:58:28	要は、基本的には、運転中はもう入らないからこの部分から全部設置を 管理しますという話になっているのか、それとも、
1:58:39	順番はそれなりにはやっぱり通し、時々異常があるからやっぱり取る 形になるんですっていう話になるのか、今の説明だとどっちだかよくわ からないんですよ、どっちなのでしょう。
1:58:50	広井です。まず
1:58:56	当然異常がある内につきましては、このエリアだけではなくて、他の同じ 扱い。
1:59:04	ですので通常の研修は先ほど申し上げました、豊作会場が通常につい て安易には我々も入れないところでありまして、
1:59:14	必要な稼働においても、作業票等ですねそういったパトロールでいきま すということを、運転、或いはコンサル管理室等がですね、安定室等 に、
1:59:27	申し出た上で、ナカという感じになりますので、ほぼ通常運転中は人が 入らないなあというように、いただければと。
1:59:41	火災対策室、
1:59:43	もうはい。運転中はもう絶対入らないんですっていう、ほぼ入ることはな いんですっていうのがあれば、それをきちっとこの表の中の足とか、明 記していただかないと、
1:59:54	通路部以上、特定のアクセス場所ではあったとして普通ない人が通る 前提のところですよ。
2:00:03	であれば、何で感知器つけないんですかって話になるわけですから、そ この特急のアクセスだけじゃなくてそこが、いかにそこ通らないかと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:00:12	いう話をきちっと、今の説明をまず補足して説明していただいてもいいし、
2:00:23	本日の資料の通しページの、先ほど申し上げました、※2 でございます。ここにですね、今、挙げさせていただいたようなご質問の内容、
2:00:36	そうですね。もう少しわかりやすいけど、
2:00:44	私、ちょっとそこだけじゃなくて、今日も具体的な場所を示してる先ほどご説明いただいております 127 ページ、128 ページ、29 ページ。
2:00:58	ここにもきちっと明記していただいて、
2:01:06	20 は、後続のですね該当するページについても、同じ地域を見せましたんですね。
2:01:18	等ですね、資料の 10 ページにあるんですが、
2:01:32	法人なってですね。
2:01:34	商品の資料にある委員会ですとか、
2:01:39	インターネットMARK-IIない。
2:01:42	もう、
2:01:43	これは、
2:01:52	はい。今の
2:02:04	はい。
2:02:07	そう。
2:02:11	そうです。としましては、今江藤、江本新居、
2:02:18	運営させていただいてる資料は、二つですね、2 個、2 個つけるエリア、それから一つだけですね、をつけるエリア、
2:02:29	というところで、それぞれを
2:02:32	表現しており、つけない、エリアとしては、
2:02:38	今、見ていただいております。
2:02:47	上、
2:02:53	施工。
2:03:08	今回、
2:03:10	申し訳ありません、整理をさせて回答させていただきます。
2:03:17	市田委員。
2:03:21	心配。
2:03:22	違う。
2:03:30	都合がないんですけど、
2:03:43	いえ、申し訳ございません。まず一つは、今日の製造、
2:03:52	30、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:03:53	38 ページでご説明さしていただいています。改築等を設置しないエリアということで、資料構成をしております。そういった関係から、今回の補足で準備しております、2 個つけるところ 2 個つけるところ、
2:04:08	そういったところから、ウエダ平面図からは、
2:04:13	落ちているというか、電気がないものに整理をしているものです。
2:04:20	ですので、つけないところで説明している写真等ですね、と、平面のということになってございます。
2:04:39	等、
2:04:42	訪問指導、616 とか、その辺の、
2:04:48	これはですね
2:04:54	本日の資料ともあって、
2:04:58	衛藤。
2:05:02	それでもう資料、
2:05:13	サトウ
2:05:15	そうですね。うん。
2:05:18	次の
2:05:21	うん。
2:05:24	6 階部分という。
2:05:35	終わってない。
2:05:42	続かなかったんですね。
2:05:45	ではなくて、細かいのです。
2:05:54	クロズミとかも使えない。
2:06:00	仕事については、
2:06:05	日本は、
2:06:10	5 階に、
2:06:15	ない。
2:06:17	さっきの業務は、
2:06:19	6%の位置になって、
2:06:31	襟の木場でございます。
2:06:32	今日の資料の 123 ページ。
2:06:37	のところの図面、これ原子炉建屋 6 階のプールエリアの図面で、この
2:06:46	A 棟、
2:06:47	青の四角のところは、このロック会の床面、
2:06:52	です、床面の発注をかけると、その下に新燃料貯蔵庫がある。
2:06:58	さあ、内野の写真がその右の写真で示していると。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:07:03	優先資料になっております。
2:07:12	報告事項。
2:07:15	うん。
2:07:16	は1を占めた部分が、
2:07:21	どうか。
2:07:24	現場でその認識で間違いございません。
2:07:32	ここの部分を、
2:07:36	ましたようにね、8を分けた状態で中身っていうのは、そのようなことですか。
2:07:50	でございます。はいハッチ開放におきましては、開口部
2:07:56	うん。
2:07:57	んなりますので、先ほどご説明差し上げたパイプ等を用いたフェイスが手法に
2:08:07	できるっていうことと、あとは中に入っていくための、
2:08:12	のはしごです、そういったものがかけられる。
2:08:16	その条件、その状態になりますと、先ほどご説明しました入口ができますので、そういうふうには正常化。
2:08:24	及び、墜落だとかと。
2:08:28	頭の長内様というんで、ネットで請求するというような感じになる。
2:08:34	Vというかエリアごとに、
2:08:45	パッチを開放してるときは、
2:08:55	は問題なく交換する。
2:09:07	この間、限定的でございますけど本日の資料の、
2:09:15	はい。
2:09:25	えと27ページですね、セガワの感知、ニワの範囲、
2:09:31	ここの条件からですね、ハッチの管理を見ますと、中で、例えば火災が発生しますと、オオグマから
2:09:41	雰囲気が上がってくるという、北海道、北海道の監視を感知しております、研修で、
2:09:49	が、
2:10:22	に関して、
2:10:27	の資料の、
2:10:29	150ページ。
2:10:32	10ページ、150ページ。
2:10:36	うん。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:10:37	算。
2:10:40	藤。
2:10:49	ちょっと、
2:10:51	はい。
2:11:01	ここで
2:11:04	これ、最初コガとかアダチとかされたものを細かくした。
2:11:12	もう、
2:11:31	12号、
2:11:34	これで終わります。
2:11:45	案件コバヤシございます。元4日形のペレットっていうのは、放射性廃液を濃縮して、
2:11:54	それを温度上に経過したものをペレットと言っており、
2:11:59	それを充填する李安保君になります。
2:12:03	金融関係の米と充填そういうな、そういうものが全部予定されるものですね。
2:12:48	申し訳ありません。自体が可燃物なんかちょっと
2:12:55	性質等、材料ですね回答できないと思っておりますので、別途ちょっと担当させていただきたいと思えます。
2:13:06	もう、
2:13:07	別途材料ですについて改定をさせていただきたいと。
2:13:12	発電所、発電所で回答っていいですか。
2:13:24	書き出し。
2:13:27	可燃物かどうかということですよ、ちょっと発言してもいいかわかりません。
2:13:34	玄小林です。あそこはちょっと確認はしますけれども、基本的にレートはすべて装置の中で製造されて、それがそのまま貯蔵容器の金属の図も入って保管されるので、
2:13:48	それが何だろう。
2:13:50	そこら辺に、
2:13:52	こんなふうにはタテオクノは動かされるような、そういう装置ではないのは間違いございません。
2:14:01	ください。
2:14:03	それでは佐瀬江藤記念物で構成されたファイルの中だけで、関係施設詰めないし、
2:14:15	できるところは、そのような、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:14:18	はい。規制庁西内ですけど、ちょっと認識を念のため確認したいんですけど、どちらとか火災室ですね、等との関係でちょっと1回確認したいんですけど今可燃物かどうかっていう話を確認されてると思うんですけど。
2:14:33	結局感知器オカない条件は、南限令和は下限の呉でオカないって言っていて、必ずしもその可燃物の有無っていうところにはそこまで言及をしていないという理解をしてるんですけど、その前提で可燃物の状況について今事実確認をしているって理解でよかったです。
2:14:52	あ、あ、わかりました大丈夫です。だからそういう意味で言うと、
2:14:58	発火限を置かないってところのその事実確認は終わった上で、その上で可燃物の状況を追加的に確認をしたいって理解です。
2:15:06	はい。はいわかりました。
2:15:24	江藤今野編については、いたしました。
2:15:28	⑤ですね学童ニュアンスの連続勤務、
2:15:36	こちらが一って、この先、
2:15:41	のグループの間、
2:15:51	こちらの不燃材料で使われております養生シートになってございまして、
2:15:59	機器をですね、囲っている。
2:16:19	火災対策。
2:16:21	ちょっと今、153 ページ、
2:16:25	部屋なんですけど、
2:16:27	養生シートがあるってことは、これは先ほどアノホアシサトウご説明いただければ、物がすぐ出てくるわけではないって話とはちょっと違うような部屋にいるんですけども、
2:16:39	ここはすみません、念のため2個あるバイオアッセイ8ヶ月としての証明もありますよね。
2:16:47	この辺は、
2:16:49	どうして。
2:16:52	置かなくてしたっけってところをもう一度、金光でないって話であれば、そういう話になるんでしょうけれども、
2:17:00	その辺材料の話と合わせて、ちょっともうちょっと所、詳細ここ整理して記載していただいてもよろしい。
2:17:13	うん。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:17:14	拝承しました。
2:17:25	違う。
2:17:30	火災対策、ちょっと広まってしまったので再確認させてください確認事項整理表の 130 号の時に、
2:17:40	ワタヒキ 1 を設定いたしましたということで、研究開発本部の甲斐委員ですね、の火災区域を変更したということで、
2:17:52	原因、事情で見ると一番底大河内。
2:18:18	現状です。衛藤。
2:18:22	は、10 月 17 日の審査会作業室補足説明資料で、631 ページ。
2:18:30	になるんですけど、
2:18:34	こちらでももとは左上の 4 分の 1 ぐらいです。
2:18:40	2、基本的な線を引っ張ってしまっていたんですが屋上の部分についても機器が設置されていますので、建屋外周ですね、ぐるっとこう書かして、
2:18:51	国の方、持とう。そういう設計はしていたんですがちょっと記載ができてなかったというので線の引きの所とか、
2:19:00	はい、わかりました。元の部分っていうのはそれはオクないという
2:19:07	ものでよろしい。
2:19:09	元の、そうですねももとのK-4-1と4-2とK-1につきましてはオクない。
2:19:18	そういう形をカワセそうすると、今、それもひっくるめてK-4というオオキナカサイトウ 1 で、ひとまとめにされてるといことなんですけども、
2:19:28	屋外の火災、
2:19:30	屋外と屋外を混合した火災という、
2:19:36	認識でこれはよろしいですか。
2:19:48	はい。
2:19:54	こちら、
2:20:02	まず、
2:20:06	はいその通り考え。
2:20:11	カワセと屋外と僕が 4 ササキ始めてみまして、どうなんだろうなと思ったんですけども、
2:20:23	例えば屋上局の方に設定したいとなった場合に、状況の部分と、それとは別に屋上部分ですね、約L字のようにとって、
2:20:37	深沢ハタ陸域アノオク内容の方へ行くと、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:20:41	ない部分の火災区域という取り方が選択としてフチセ、選択肢としてはあったかなと思うんですけども、そちらとか検討された上で言え、
2:20:51	いわゆるナカノ、
2:21:04	先生、
2:21:07	元です。その後、確認いただいた件については、フジキニシナかなと行って、ひとまとめでちょっと今回引かせていただいております。
2:21:19	そうですね。
2:21:23	タカハシです。
2:21:25	持とうとなった方は3時間で囲われていない部分で、それとそこの部分を訪問するという、
2:21:34	今理解はしました。
2:21:36	ただ
2:21:37	うん。やっぱはちょっと気になるかなというふうなところですよ。
2:21:47	例えば、内科系の4-3と言われるところが、例えば経営、
2:21:52	仮に系の方としてベッショの旭区域、屋外の設定で火災区域持っております。そうした場合はないが、
2:22:01	そういう女性配って、
2:22:03	してるのか、それから、それから選択肢はどうしようかな。
2:22:12	減。
2:22:14	そもそもそもそもどっかの時代もありますので、
2:22:20	10月17の資料で、通しページの535ページ。
2:22:26	僕らん。
2:22:28	こちらが、
2:22:32	対策小上部4回になって、
2:22:37	屋上含め、隣にあります。今回、把握してしまったんですけども、
2:22:45	これは基本的な区域、区画の考え方を整理したものになってございますが、535ページになります。
2:23:07	その考えで、まだ区域ツカベの設定を考えてございます。その上で、長谷長谷工事課長からですね、
2:23:18	について、どのように構成するかというところ。
2:23:23	屋上にイメージしている、
2:23:27	深く呉というか、提案になってございますけれども、そういったところから、それぞれ60名の部屋も含めて、一つの区域、
2:23:38	そういった設定を、当時ですね、
2:23:42	設定したということで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:23:45	今回も同様にですね、屋上面になりますけれども、これを適用をさせていただきます、今回
2:23:55	バックフィットの
2:23:57	価格の設定のエリアというふうに、
2:24:02	設定をしています。
2:24:03	もう、
2:24:06	はい。
2:24:07	わかりました設定の仕方頭痛だけやってやってることの対策に変更。
2:24:14	はい。はい。はい。はい。
2:24:29	火災対策費をされてるんですけど、私から聞きたいことちょっと幾つかあるんですけど、まず、
2:24:36	3 区間、
2:24:38	パターン別、ちょっと確認させていただきたい。
2:24:44	今日の資料でいくと、
2:24:46	通しの 38 ページのパワーポイントは 37 ページ。
2:24:52	これはもうちょっと注力して確認させていただいた面があると思うんです。
2:25:00	取ってるのかっていうのをちょっとまず一つ教えて欲しいんですけど。
2:25:05	うちの 9 番、
2:25:07	1 回海田して、
2:25:08	金のうちの 17 というのは、2 回会談したと思うんですけど、これは一体とした火災区画ですかそれともバラバラの火災区画なんですか。
2:25:19	どっちか教えてくださいというのも、ここ海岸でそもそも開口になってる。いやこれが一体の火災区画ですって言ったらもう話はわかるんですけど。
2:25:29	これはバラバラにしてるのは何でっていう、それは確認していきたい。
2:25:35	NGです。
2:25:37	まず、12 回ということで先ほど申しあげましたアノコウ半島でフロア、ワンフロアができております。その関係で、上野がイトウ同じ扱いという設定を当初しました。
2:25:50	ですから 1 回は 1 回、その上に甲斐若井というところでの区画の管理っていう設定を行ったものです。
2:26:00	私のさっき確認したいのは、ここ階段で開口部があるんで、そもそもこれタテはナカセで一体で取らなきゃいけないんじゃないんですかって一

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	体で取って、それで全部整理してるんですか。違うんですか。北井です。
2:26:17	それぞれ一体は、管理は、今現時点ではしていないエリア。
2:26:25	火災対策室です。
2:26:28	なぜこれが下の開口部があって、
2:26:32	区画としては多分、立山加来、いわゆる建築基準法上のサトウの価格になってるはずなのに、なぜバラバラでやる、これは別に部屋番号が違ってることについては、
2:26:44	別にし、安保でもいいですけど、
2:26:46	要はその部屋番号が全部例えば二つなら二つ、三つなんです。
2:26:51	それぞれ全部1、ヒラガが分かれてるけど一体の火災区画ですってやったらまだ話はわかるんですけど、何でこれから分けてるのかっていうのを聞きたいんですけどね。
2:27:02	いや、要は他のところも、ひょっとしてそういう火災区画の建屋の区画の取り方は、そしてしてませんっていう、その確認なんですよ。要は、
2:27:12	部屋番号が違っていいんだけど、要はその部分を全部一体としてきちっと火災区画として、建屋が管理できてますかっていうことをすいません、今ここの図面を見てちょっと。
2:27:24	疑問に思って今の答えだと、本当にその立山核管について、
2:27:30	いうところをですね、確認したいんで、お話ししてるんですけども、
2:27:38	いよいよ、タテアカセというようにご質問ありましたけど、確かに階段で外構部があるようなエリアではなくて、
2:27:49	昔は我々は先ほど申し上げました1回目、2回目のところありますので、
2:27:56	そこはフロアということで、上と下ってというような感じ。
2:27:59	そうですね。あるし、
2:28:01	いたします。それあの、タービン建屋の中の、その区画のその区画として分離をしているっていう、そういう設定を、当時、
2:28:11	したもの。
2:28:13	はい。
2:28:14	浅井対策室をされてる。なぜこれを使っていると。
2:28:18	あとでもこれの部分で、感知器、ここは感知器を設置しないっていう整理になってますけども、カッチに設置するっていうエリアで、ここでもう1回、西田高久としての管理してないと。
2:28:31	要は消防法施行規則にのっとりやりますとか、課題、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:28:35	何だっけ、工事基準者を工事基準をとってやりますとかいうときに、きちっとその部分、竹山になっていることを前提とした、監視をしなければいけないしそうしますっていうふうに宣言してるんで、
2:28:49	火災区画の取り方、火災区画として、要はフロア分かれてるっていうのはいいけど、それを全部一体として、管理してないけれど、きちっとその部分は制限通り、
2:29:01	感知器の設置の仕方を取ってもらわないと、今からの場でちょっと、
2:29:06	疑問に思ったんで、
2:29:08	確認してるんですけど。
2:29:10	そこ大丈夫ですか。
2:29:13	玄広井です。
2:29:14	基本的には原子炉建屋の中6ですね、R3に設定して、しているところも海田ございますけども、それぞれのフロアで、
2:29:26	価格ということで、管理っていうか、設定を仕上げてきて、そこにフロー図で赤で消火を行っているっていうところもあります。
2:29:36	ですので今回のタービン建屋の中の、今回、先ほど申しあげました、鉄板で床面ができていて、要するに通路通路に設定していくっていうところありますけども、
2:29:47	同じような管理下をした上でということで、今後、もしそういった換地必要だと思った場合にはそういう設定をするのかというように、
2:29:58	破碎対策室の佐々木です。私のはっきりさせて欲しいのは、そういうことを、
2:30:04	お伺いしたいわけじゃなくて、タケナカを形成してますよ。
2:30:08	高久を建設し、する時の感知器の設置の考え方って、どのようになってますか。
2:30:16	でも、今のご説明ですと、タテは区画は本来しないようにして感知器を設置しますっていう話になっているんで、
2:30:24	要はこの部分、工事基準書とか、後からお話しされてるようなところっていうのは適用なくて、フロアごとに、その点、穴が開いていることを前提にして、
2:30:37	こっちとそういう特別な設定の仕方を同様に、
2:30:43	いうところまでちゃんと加味した上で設置するというので、消防法施行規則の考え方が一致しない考え方を採用しますっていうこと。
2:30:55	もう、
2:30:55	それでいいんですね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:31:01	アベヒロキございます。もうございません。
2:31:04	建屋、建屋のところですね。そういったところが、
2:31:13	現時点では、
2:31:19	ワンフロアなんですけど、それ以外にしているエリア、立つと、当該エリアしかない。
2:31:25	というようなメンバーを見てまして、
2:31:28	ですのでハタケヤマという安定性、総合的てるかっていうことも大変申しわけございません。そちらについては、
2:31:35	ちょっと整理ができてないことになりますんで、
2:31:40	ちょっとタテアガワそうですねそういったものに対してその方向の提供についてちょっと確認させていただいて、
2:31:50	112 時間からなんですけど、立山の扱いどうなってるかを、ちょっと他の宿題も残ってるんで、
2:32:00	合わせてちょっと整理して説明させていただいてよろしい。
2:32:06	合わせてちょっと
2:32:09	要は、私は幾つかそのフロア、
2:32:13	フロアごとにやること永松キタノフジカワないですけど、実際にそれが実際の火災区画として、タテヤマトして感知器を設置するときの単位として感が考慮されていると。
2:32:25	いうのであれば別に構わないし、階段のところに完全に破棄とかしてしまっ、ふさいでいるから、完全に部屋が別に分かれてるんです。
2:32:34	ていう考え方も僕あったりすると思うんですけど、そういう形で完全に分離してるからそこは大丈夫です。
2:32:41	ということに、そういった考え方の説明もあると思うんですよね。
2:32:46	なんですけど、今ちょっとその部分をお伺いするについて、どっちなんですかって話が非常に不明確なんです。そこって、
2:32:56	他のその工事基準書とか、こういう形でやりますって言うところと、火災区画とか部屋番号の付け方とか、火災区画のとり方とか、その部分が何か一致してないんで、そこを、
2:33:08	例示して、1ヶ所にきちっとできてますってことをちょっと、
2:33:15	教えていただいてもいいですか。ただそれだけの話でいいですか。
2:33:22	でございます。はい。先ほどからご説明差し上げてる通りですので、その考え方をですね整理した上で、当然それが小関コガでできるように、ちょっと申し上げて、
2:33:37	補足説明資料でよろしく申し上げます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:33:44	規制庁西内ですけど、ちょっと今日のヒアリングの時点で明確にしておきたいんですけど、今回の火災感知器設置しない区画として階段室 1 回 2 回 3 回分けてます相神回分けてますって話ありますよね。
2:33:57	それ以外で同じように、階段室みたいな場合、土佐井戸室長の羽根の言葉を借りれば縦穴タテコウっていうような形になっている火災区画を、
2:34:09	実際にフロアごとに分割している場所はあるって理解でいいんですけど、今回図面全部載せてもらってるじゃないですか。具体的にあるかないかだけちょっとまず明確にして欲しいんですけど、何だったらそもそもその宿題は何も意味がないので、
2:34:22	あるかないかをまず明確に答えて欲しいんですけど、であるのであれば、実際に今どう考えてるかっていう説明を、ちょっと今日、できる限り事実確認を進めたくてですね。
2:34:32	ちょっとまずそこだけ明確にしたいんですけど。
2:34:38	はい。発電所でそれで
2:34:44	深くドアを整理していたと思うんですけど、扉等の写真を振りながら、
2:34:49	今みたいなタービンの会議等もふやしてるところなんだけど、
2:34:53	ウダを中二階で構成してるところで活動というところの整理って、他の
2:35:00	図面を作っていこう。
2:35:02	はい。
2:35:03	存在してるかどうかわかりますか。
2:35:10	なるほど。
2:35:30	現在せず、
2:35:34	聞こえますかね。はい、どうぞ。
2:35:36	うん。
2:35:39	12 回みたいなのは、
2:35:43	ないと思ってる。
2:35:45	どう。
2:35:46	プロあたりで、
2:35:52	各名称が減っているところが、
2:35:59	あると思っていて、
2:36:05	例えば、
2:36:09	じゃあれちゃう熱交ぐらいかなと思う。
2:36:14	では、
2:36:21	資料番号で言うと見えない。
2:36:26	基本です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:36:27	今ご質問受けた内容でいきますと、週 2 回という設定ではないんですけども、
2:36:33	現時点でいくと、シミズ何とか、
2:36:43	評価。
2:36:48	10 月 17 日の
2:36:51	この資料の中で、
2:36:58	えっと、448 ページの図面がございます。
2:37:06	こちらはですね。
2:37:11	この中で、中で、
2:37:15	RB、
2:37:19	アノ
2:37:20	残留熱除去系の熱交室がございまして、
2:37:27	えっと、それがですね、448 でいきますと、RB1 号、3、
2:37:35	になってます。
2:37:36	これは地下階って、それが 1 階に上がりますと、また番号区画番号が、
2:37:44	ちょっと変わりました、
2:37:46	R-
2:37:56	そうです。
2:37:58	はい。
2:38:01	R、とですね。
2:38:11	いいかみたいな場面で、
2:38:14	449 ページで言うとR-1-3。
2:38:19	なります。
2:38:24	こういったようにそれはHuberですけども、子猫が家庭あたりになっていくと、そういうような管理をして、
2:38:32	ごめんなさい規制庁ニシウチですけど今両方ある市野さん、ある程度、いつもPIRT市野さんと市野さん、マエダ別区画扱いにしてるってことです。
2:38:43	で、今の話でいうと、RP1 ナカ宇都アベ津野さんは、それはもう徐々にタテハラ何でしたっけ。
2:38:51	なんか間に一部、一部、その上と繋がっていて、いわゆるRPの半年で 1 回天井面は何頭あってとかそういう話なんでしたっけ。
2:39:02	はい。現現時点におきましてグレーチングになりますが、現ヒロキでございしますが、グレーチングでフロアがつけられている状態になります。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:39:14	こちらが同じ鉄板等敷きまして、ワンフロアのようにになってしまうっていうその徹底ベンチ点検時ですね。
2:39:23	そういったようなエリアになっています。
2:39:26	ですので、
2:39:29	上と下が完全に閉鎖されているっていうような条件には、ユリニツコウ barrierナカイアノ解放されているという
2:39:38	衛藤規制庁ニシウチですけど、ちょっとざっくりとしたイメージですけど熱交が持株会と1階を貫通してる縦にザーツとあって、
2:39:47	疇津コウノ熱を含めて貫通してる部分もあると、逆に熱交以外のところグレーチングになっていてってことですよ。じゃあ、浅野サイトウさんの確認をするのであればですよ。今回火災区域区画について消防法施行規則に基づき設置するって言うてるんですよ。
2:40:01	地下1階部分はどういうふうに説明をされるのかっていうところを確認したいっていう話ですね。
2:40:07	地下1階部分はこういった設置の遅どういった設置で、消防法施行規則に基づき設置するって設計をされようとしてるんでしたっけっていうことを確認してもいいですか。
2:40:52	どっちがいい。
2:40:58	柳生でございます。
2:40:59	介護資料でいきますけど、17日の資料で見ますと607とか608。
2:41:08	これはに設置する図面になってございまして、
2:41:14	OGですね、熱交換器を設置するエリアとしましては、図面の右側になりまして、図面上ですね。
2:41:25	既存の発注が、四角がかかっている。
2:41:29	或いは逆算もございしますが、
2:41:32	ここは別コウエリアの力ですね、B、RP2の、
2:41:37	1となっているエリアで、その上でですね、その上になりますと、
2:41:48	でも、608ページですけども同じ右上角ですね。
2:41:54	にございますRB1-1というところ、ここに疇津コガアノタテに入っておりますそれぞれ区画としては、地下2階グループ、それから地下1部分ということで、
2:42:06	それぞれの天井部分にですね、感知器を設けるよう、
2:42:10	こういったようす。
2:42:13	考え方をですね、採用しているところだと。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:42:16	規制庁に集中ですけどももうちょっと各ちょっと具体的に確認したいんですけど、RB1-1は608ページの方ですよ。ここに熱硬の貫通してるのはもちろん感知器つくれませんけど、それ以外の部分の天井部につけているウダあるB1の、
2:42:30	1っていう地下部分の天井につけてるってそういう理解でいいんですか。はい、そうです。607ページが地下2階部分になりますので1階の場合の天井部。
2:42:41	それが608ページが地下1階の天井で次のページになりまして、こちらが、609ページが、1階の部分でありまして1階天井にやはり同じように、R1-1でございますけども、
2:42:54	これを設置するように、それぞれのフロア設置するようにという、そういう設計をしております。
2:43:00	はい。規制庁に手術足高建屋がタテこういった形でタテコウ的な関係になっている。各フロアから貫通するような、区画、
2:43:10	ケアっていうのあるわけ、各会の区画を貫通するような部屋はあるわけですよ。ただ各階の天井部、
2:43:20	有効に火災を感知できる天井分に、消防法施行規則通りに置いていて、開口部はあるけどそれでいわゆる消防法施行規則大体これぐらいの範囲にこうきましようねという話があると思うんですけどそういうのはカバーできてるっていうそういうことを言いたいってことなんですよ。
2:43:34	で言うはい。その通り。
2:43:37	規制庁西内ですけど、そうした時にさっきちょっとちなみにグレーチングっていう発言があったんですけど、
2:43:43	各階の天井部はグレーチングなんですけどちょっと、いわゆるこういう会議室でこういう天井なんです。
2:43:49	いや、付けてる場所はグレーチングつけてるんですが天井つけ純粋なその天井つけてるんですかっていうのがちょっとわかんなかったんですけど。
2:44:04	拳ヒロキイセ君側溝アノイチノセ。
2:44:08	アライのところなので、そのウェイティングから避けた天井になる。
2:44:15	これは大上明星、議事部と同じように養生した上で、ワンフロアで今設計をしているんでしょう。
2:44:28	力がある。
2:44:33	ユリのイセです。
2:44:35	基本的には、グレーチングじゃなくて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:44:40	担当した天井部、
2:44:42	2 付けるように設計をしています。で、さっきの話をちょっと補足すると、
2:44:50	障防法でいう、主たる取付面、
2:44:56	の方に、各階、それに応じて、23 条 4 項、
2:45:01	に応じて、必要な面積、面積の数分伴式を、
2:45:07	各プロップに設けています。
2:45:12	あ、
2:45:14	はい、以上です。
2:45:16	はい。規制庁西内です。で、
2:45:23	ウエキ本郷がグレーチングにつけるとかつけないとかそういう話ではなくて、各会員のちゃんと火災を感知できる天井面につけている、一部で、
2:45:36	ここって多分消防法施行規則の読み方だと思うので、葛西津川から補足があればお願いしたいんですけど、消防法施行規則の書き方って、
2:45:46	株式の種類ごとに、これからの面積、これからもこういった第 1 に 13 とかいろいろありますけど、各感知器の種別ごとに、これからの面積に 1 個置きましょうねって話があって、
2:45:56	例えばわかりやすい例をすると、
2:46:02	ある程度の範囲、物に 1 個置きましょう。
2:46:05	隣り合った感知器が、片方はそのある面積の内のウェア要は端っこの方に置いている。
2:46:11	もう 1 火災感知器が隣り合う感知器が今度は逆に遠い方にちょっと寄っているってなると、
2:46:18	それはそれから消防法施行規則上のその言い方だと OK なっちゃうかもしれないんですけど、多分消防法施行規則って有効に火災感知できるように置きましょうねって書いてあると思うんですよね。
2:46:27	だから実際にはその消防法施行規則のその面積ごとに置いていく、で、それがちゃんと有効に関する機能に置きましょうねって話があると思うんですけど、この立坑の状況とかグレーチングの状況とかを踏まえて、
2:46:40	今、伊勢さんがおっしゃっていただいたような今設置してる場所で消防法に基づいてさ有効に監視できるんだっていうことさえ説明してくればいいのかなっていうところだと思います。
2:46:52	何か回数から補足があればと思いますけど、今のような確認をしたいっていう理解かなと思ってんですけど、イメージあってましたかね。フェアの価格についても、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:47:03	の考え方、要はいわゆる赤井ごとに、
2:47:08	部屋の番号を設定して、いや、それぞれ、
2:47:13	区別してるんだけど、その上階とそん上階とその下の階が繋がって るような場所においても、感知器、
2:47:24	設置の仕方って、消防法施行規則上で言えば、基本的にはそれを一体 の空間として、
2:47:32	設置することになってますね。
2:47:35	だからそういったことがきちっと担保されていますよっていうことを、どっ かでちゃんと説明していただいていますから、今野瀬の設計の仕方と言え ば、
2:47:46	要は今の今までの話、私が今まで思っていた話ってというのは各階ごと に、
2:47:52	変わってると。
2:47:55	空間が、
2:47:57	あって、働くについては、全部会を与えて、一つの空間だと思ってずっと 話を聞いてたんですけれども、何かそうではなくって、
2:48:06	その間、畑中君になってる植野甲斐とキタノ会、それから空間の番号が ついてます。ただ、その感知器を設置する場合にあたっては、この二 つの空間を、
2:48:19	一体として有効に感知できるように設置してます。
2:48:24	ていう多分そういう説明の仕方をされたんだらうなあと思ってるんですけ れども、そういった内容って、どっかに補足説明資料含めてきちっと、
2:48:34	そういう方針について明記されてます。
2:48:37	あ、ごめんなさい。
2:48:39	あ、ごめんなさい。規制庁西内ですけどさっきの伊勢さんの説明を聞く 限りなんか違う気がしますけど。はい。各階ごとにやっていますっていうの が回答な気がしますけど、それはですね。
2:48:51	あれ、クリエイションが悪かったん不安だけやっていますって話だと思っ たんですけど、グレーチング以外でそのハタになってるところって何。
2:49:00	逆に言うと、もしなんていうんであれば、
2:49:03	す。
2:49:04	今フレッチングについては、それをいかにとみなして調理場開けてます っていうそういう、感知器設置にあたってはそういう説明になってます。 そういう話になるのかなと思うんですけど。
2:49:15	どっちが正しいんですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:49:19	案件で言うと、まず一つは、
2:49:22	まず発生者の方から説明差し上げたとか、
2:49:26	タダノ、アカイシの天井と同じように、ウェブではない、要は、しっかりと天井があるところに設置をする、しかし熱硬のコウについては、グレーチング等がありましてそこに関しては、対
2:49:43	で衛藤地下から、要はそのフロアごとに、
2:49:49	価格をとっている。
2:49:51	設計をして、今回のタービンについても、鉄板構造のフロアになっている。
2:50:00	ていうところから、要は、1階と待ち時間ですけども、イシタという上で、
2:50:06	ていうにあたってまして。
2:50:08	それ以外のところは、
2:50:11	はい。
2:50:15	えっと、今、葛西大作さん、はっきり確認しますけれども、今の説明しているところ以外は、階段室は全部一つの
2:50:25	区画としてな階段とかそういうタテナカと一つの話になっててグレーチングとかで分けてる場合には火災確保、
2:50:32	分離するとそういう分け方になってるといいうそういう理解でいいですか改めて確認しますけども。
2:50:39	これは
2:50:41	タテナカセの火災区画の取り方と、要はそれが分割された場合、タテナカ区一体としてきちっと有効に監視できるような設計になって、
2:50:53	かっていうところを、確認をしておきたいんですけどね。
2:51:02	いえ、基本的には、今ご説明差し上げたエリア、
2:51:11	呉からっていうふうに
2:51:16	現時点では、見ております。で、
2:51:21	シャフトですね、
2:51:24	新しい建物でいきますとアノカワセミイシャーの海田アノ。
2:51:31	話してなってます、上から下まで繋がってる要は、
2:51:37	エリアになってございます。ここは市長のおっしゃる通りで、
2:51:40	ブレーキがないことになっていますんで、一つの空間で一番上に漢字をですね、設けている土地でも、
2:51:51	はい。
2:51:52	イセからの電車のあれですと一番上で、
2:51:58	全部。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:52:12	越冬
2:52:14	今のところにいきますと、
2:52:20	6月10月11日の資料でいきますと、電源車になりますと、
2:52:26	23からになりまして、下の方ですね、ハマウエダキタノで繋がってるところがあるんで、
2:52:38	一番上に、消防の、
2:52:40	カッチてする。
2:52:44	ていような考え方を整理しているという部分が、
2:52:48	それ以外は、
2:52:51	大分遠方で降車されるところがないというように、
2:52:57	考えます。
2:53:00	火災対策室の際、
2:53:02	すいません、イエス、ノーで、
2:53:06	要は壁が深くて階段とかシャフトとか、そういったところで上と下繋がっているところですね。
2:53:12	今感知器つけないエリアとしては、それぞれ、階段室ところバラバラ。
2:53:18	上と下に部屋番号をつけています。あともう1ヶ所今ご説明いただいた場所についても、部屋が部屋番号はサカタ扱いになってるのか、そういったところももう1ヶ所、熱交換ところあります。
2:53:32	それ以外のところは、ないと。
2:53:35	そういうような整理の仕方をしてるところはないとあかんところは全部シャフトは借金で一つの区画番号で管理しているということによろしいんですか。
2:53:49	はい今野黒瀬。
2:53:53	越野通り、はい。整理をしている資料があります。
2:53:59	はい。ないというのであれば、今のお子さん記述のところだけ、感知器のつけ方については補足説明資料2、多分そこって
2:54:12	例外的に関する画面が開いてしまってるところなんでそこだけすいませんがちょっと補足で。
2:54:19	考え方を、
2:54:20	設計の考え方を補足して説明してください、多分いろんなやり方を使って多分それを満たすという考え方だけだと思うんで、そこを説明してください。それ以外のところ、もしあるのであれば、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:54:32	今ないというふうに選定されましたんで、あるのであればそれは全部話残っちゃいますから、いうことだけ確認させていただきたいと思います。それでよろしいですか。
2:54:51	はいおっしゃる通りでございます。今表記がないっていうふうに申し上げました。最後、本当になんないっていうことですね、確認させていただきたいということで、もしがあった場合には、来年また
2:55:07	新たに御説明ですね、ページ差し上げる。
2:55:10	させていただきたいと思います。
2:55:16	はい、わかりました。はい。別、ちょっとだけいいですか。
2:55:21	規制庁西内ですけど。
2:55:23	ちょっと条件だけ明確にしておきたいんですけどね。
2:55:28	多分ですけど、
2:55:30	原子炉建屋、
2:55:31	とか、火災区画に今なってるところって、当然にして階段なんてありますよねそこら中に、
2:55:38	ありますよね。
2:55:39	だから絶対なんて言うんですかね、その階段みたいなところは絶対あるはずですよ。で、おそらくですけど、今多分図面見る限り、多分、区画フローごとに区切ってますよね。だから、
2:55:49	上とその階段室みたいなところで一部ツーツーになってるところあると思うんです。
2:55:58	そういう意味でいうと、ちょっとどっちかっていうとそのサイトウ室長と確認したいことを明確にさせていただいた上でちょっと広木さんから回答をもう1回聞きたいんですけど。
2:56:06	どういった条件のものがあるかないかを聞きたいのかっていうところで言うと絶対アノ上とツーツーになってる場所は、部分的にはあるはずなんですよね。そんなもの、100%あると思うので、
2:56:16	そういったところは話をくまなく聞きたいのか。
2:56:20	それともある程度、要は例えばですけどそのシャフト室みたいな感じでも完全にツーツーになっていて床面がないような場所なのか、床面の大半がもうツーツーになっていって、いわゆる煙が上抜けてそういう時って煙どうやってオクノとかそういう、
2:56:33	それは限定的な場合を聞きたいのかどうかっていうのをちょっと確認をもう少ししたいなというところですよ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:56:40	私が確認したいのは、要は今の階段室っていうと今のオカない場所で確認したような階段室とかがあったときに、上と下がコウ。
2:56:53	スズエで説明になってる場所があるわけ。
2:56:56	そうした場所の火災感知器の設置方法について、同様に、
2:57:01	対応しているのかということはきちっと今までの説明の中で説明し切れてますかっていうことを確認したいということで、シャフトであれば 100 ホデ、完全に一つになってるっていうのは、それは非常にわかりやすい、多分それはさすがにやってもらってるんだろうと思って。
2:57:17	今の熱交換機室みたいなところで、一部桁の半分ぐらいが一部、絶対安全ほとんど全部なところについては比較的わかりやすいわけです。
2:57:28	けれども、それが、ところで、鎌田階段とかがあるような場所、感知器の設置の仕方って、どう、要は床面をどのようにして、
2:57:41	それに対してどのように対応している、感知器を設置しようとしているのかっていう考え方、原則を確認、設計方針がちゃんと確認できれば、
2:57:52	それでいいわけなんですけども、要は完全に火災区画を完全に分離し、
2:57:58	分割してしまってるんで、その部分は開口部があったとしても、何かあんまりちゃんと見ないでとりあえず何とかとみなしますみたい
2:58:08	な感じでさ、処理してしまってるような気がするんで、ちゃんとそこ。
2:58:13	手打ちの仕方について、
2:58:14	きちっと今まで説明聞いたことがあって、一応説明だけできてますよっていう、そういう考え方だけ一応確認しておきたいとそういうこと。
2:58:23	設定ができてるのは多分できてるんでしょうけれども、設計方針の考え方を代表力っていうきちっと、
2:58:30	説明していただければそうですよ。
2:58:36	規制庁ニシウチですけど、
2:58:39	今の話を改めて聞いた上でですけど、
2:58:43	多分ですけど、
2:58:44	そんな場所なんか絶対あるじゃないですか。
2:58:47	絶対ありますよね。
2:58:49	上にあるにあたって、だから多分ないっていう回答が多分伊佐さんに言いすぎだと思っていて、1 回ちょっとしっかり精査をしていただいた上でなんですけど、そうしたときにすべての区画について、そのツーツーになってる場所を漏れなく細かく説明するのかっていうと、多分ですけど、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:59:06	何か齋藤市長が持って代表で多分説明できるある程度類型化できるんじゃないかなという気はしていますね。
2:59:12	オプション的なところをちょっとまずいくつかしっかりピックアップし説明をいただくというところがまずきっかけかなと思います。
2:59:18	で、アオヤマ熱交の話もありましたけど、基本的にはだからその、
2:59:23	そのフロアの火災区画があるわけですよ。でその火災区画の天井面の中で有効に感知できる場所に置きます。
2:59:30	その置き方は消防法施行規則に基づいて何名 100 円何ぼとか、
2:59:36	その中で有効におけるにおきます、ツーツな場所あるんだけど、ちゃんと消防法施行規則の要件は満足してる中で有効に置けてると思ってますっていうそういう話ですよ。
2:59:46	であればその旨を説明すればいいし、例えばですけど
2:59:51	グレーチングなんかの場合だと、そこへ床とみなしてとかそういう話もあったりするので、どういった意味合いそのツーツになってる場所上のフロア等を火災区画としてはちょっと別なんだけど、ただツーツになって開口部があるような場所について、
3:00:03	消防法施行規則通りどのようにやってるのかっていうのをしっかり事実関係を整理して説明をいただくっていうことに尽きるのかなと思います。
3:00:10	今さっきの熱効率を見ると少なくとも各フロアに何ヶ所置いてあって、グレーチングじゃないところにちゃんと置いているっていうことだと思うので、その前提でしっかり考えて設計の考え方を説明いただく。
3:00:21	ということかなと思います。
3:00:24	まずは熱コストかなと思いますけどその他特徴的なところを例えば階段室とかっていうところおつきしたパターン今考えられるのかなと思いますけどそれ以外のところで何かあるのであれば、説明をいただいて、
3:00:35	というところでよろしいですかね。
3:00:40	はい。整理いたしましてご説明差し上げ
3:00:46	ます。その部分については、
3:00:52	できているという前提でちょっと話を確認したいと思いますので、よろしくお願いします。あと今日設置しないところも、
3:00:59	話出る確認させていただいて、
3:01:02	ちょっと内容の確認だけすいませんイメージできるように説明していただけたらいいんですけども、
3:01:10	パワーポイントの 31 ページ通しの 30 ページに、
3:01:14	一番右側に書いてあるところあります。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:01:18	そこに、上から三つ目のところに、扉はあるが施錠されていないため、施錠管理を実施するタイプですけども、
3:01:30	えっとパワーポイントの関係施設通しの 30。
3:01:33	の一番右側の事業計画。
3:01:37	富永有賀説をされてないっていうのは、要はアノカワモトあるんだけど、今成長してないから、
3:01:46	正常するような感じしますという話なのか、鍵を改めて別途つけますという話なのか、その辺でどっちもあるっていう、あの場所によりけりなんでしょうけれども、
3:01:56	どっちもあるってそういう話なのかって、ちょっとすいませんが補足して説明していただいてよろしいですか。
3:02:14	そうですね。
3:02:26	愛媛の三つですけど、今、確認の日の 15 については鍵穴がある状態にはなっているんですけどちょっとくぎ。
3:02:35	今後かけている運用をしてないような情報ところとなりますんで、
3:02:40	他のところもすべて含めていくとかミヤマのないようなところっていうのもあるので、どちらもある。
3:02:45	今後見つける。また、あるところにはそれをちゃんと運用していくってのはどちらもあると思います。
3:02:52	対策室という機関の対応の方針についてはわかりました。イメージ。わかりました。今も説明するだけ、この部分は、
3:03:01	あとちょっと最後に私確認しておきたいのは、
3:03:04	ちょっと先ほど通路のところを少し確認させていただきましたけど、今日の表、先ほどの前のページ、パーツで 30 ページから、
3:03:15	35 ページ、パウポ通していくと、
3:03:19	31 ページから 36 ページまで、
3:03:25	5 ページぐらいあって、ずらっと実装があるんですけども、この辺は全部、
3:03:32	運転中は人がほぼ入らないような部屋、
3:03:36	あんま異常がないか。
3:03:38	入らないような部屋である。
3:03:40	いうふうに認識して大丈夫。
3:03:43	要は先ほどの通路の話とおんなじなんですけれども、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:03:47	人がよく、やはりするような部屋だったら、張りつけてやったら、結局しょっちゅう入るんだから、可燃物持ち込む可能性、結構可能性上がりますよねっていうことを配慮しておきたいので、
3:04:00	そういう聞き方をするんですけれども、もしそういう部屋があるんだったら、最初から乾式をつけた方がいいんじゃない。
3:04:06	ですかっていう話をこの前審査会合。
3:04:09	ちょっと申し上げたところなんですけど、この後、今回、リストになってるこの部屋になってるところについても、うちはもう入らないというようなことで認識してよろしいですか。
3:04:26	うん。
3:04:29	もう、
3:04:30	業務どうするか。
3:04:35	原燃今、市長のおっしゃられる通り、通常は、入らないエリア、
3:04:42	2、今回正常スミエについては入らないエリア、下の先ほどから申し上げてる点検ですね。
3:04:50	そういった点検等が生じた場合のみパトロール。
3:04:56	それ以外は、
3:04:58	他の作業員で自由にできるようなところではないんやったら、
3:05:06	火災対策室の齋藤です。
3:05:08	途中まででするところって佐伯たかったんですけれども、要は、私が確認したいのは、鍵をかけて先般カネオカケツク施錠するってことは、
3:05:19	もうその状態の鍵をかけて、基本的には維持しますっていう説明だったはずなんですよね。そこはいいと思うんです。で、
3:05:27	それがしょっちゅう鍵を運転中に金をかけて入るような状態であるのであれば、逆に、結構人が入る可能性があるんだからっていう話になるんですけどその可能性は排除できるということでもいいですか。要は作業員であろうが、
3:05:42	あの人であれば、点検中に一定の頻度では
3:05:46	やらなきゃいけないときは、1 から払わなきゃいけないときに入らなければいけないってのはわかるんですけれども、それ以外の作業とか、しょっちゅう入らなきゃいけないような部屋はないですよねっていう、そういうことを確認したいということ。
3:05:57	それは別に教育会社であろうが、全然社員だろう。ヒグチでも、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:06:02	カラーの、この辺はそのものに入る頻度が非常に少ないということではないんですよねってことを確認したいんですが、それで大丈夫ですよね。もう一度すみませんか。
3:06:13	でございました。はい。そういった、今の後者の話。いや、まず入らない。
3:06:20	という意味じゃ、
3:06:21	ちょっと見ます。
3:06:23	思います。はい。青井理事すみません。入らないエリアになります。
3:06:30	はい。
3:06:32	販売対策室の関係です。その部分は狩野かかる。
3:06:37	鍵かけて管理するということはそういう意味だということ。
3:06:41	そういうデータが要は人の入れてない、極めて少ないところだと。
3:06:46	いうことだということで理解をいたしました。であれば最後その会議のさつき一番最初に藤川、確認させていただいた通り、
3:06:55	鍵の管理の仕方について、
3:06:58	きちっと整理していただければ、この部分については、
3:07:02	展開できるかなというふうに考えておりますのでそこ整理もあわせてよろしく願いいたします。
3:07:10	なので、最後、最後のための確認ですけれども、要はこういった相関式を兼ねエリアとか、地域の、要は位置付け等について、もう一度、電力としてはチェックしていただいて、
3:07:25	要は本当にその可燃物がない、または金づつはそういうわけではないこと。
3:07:32	火災が発生させなくてその状態を管理棟で維持するなんていうところの位置付けについては全部この 30、市の、
3:07:41	31 ページから 30 ページ、このリスト表の部分についてはすべて確認していただいているという位置付けは変わらないということでよろしい中、
3:07:54	はい。
3:08:05	規制庁ニシウチです。ちょっと 17 時から物件のヒアリングもあるので、ちょっと時間は切りたいと思うんですけども、最後に 1 点だけですけど、どう、
3:08:15	タオカない場所の関係はちょっと、今一度事実関係しっかり整理をして、私は提出いただくってことだと思うんですけど、何を要件として考えてるのかってのは再度お互いに共通理解をしっかりとくてですね。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:08:27	正常なのか、それとも、人が 20 歳いらないということが条件なのかってところはちょっとマストに共通理解たいと思ってますと。
3:08:37	そういう意味で言うと、マストなところをしっかりと基本設計方針として最後押さえるべきだと思いますので、
3:08:44	はい。
3:08:47	自分の理解はですけど、
3:08:50	今の感覚だと多分施錠がマストなのかなと思っていて、
3:08:56	それは、
3:08:59	たんですけど、人が確実に入らないかどうかなんて多分状況にしかわからないと思うんですよね確実なことは言えなくてじゃあ、1 キロがどれぐらい小さいかってどれぐらい定量的にいるかって多分定量的なメルクマールナカなくてないと思っていて、
3:09:11	どちらというところの話で可燃物が結局ない状況をどう担保するかってそういう話ですよ。
3:09:16	なので要は、管理されてない状態での不用意な持ち込みとかそういったものが、何かちゃんと管理された状態からやりますよって話であれば、施錠管理していれば、先ほどアノイトウの方から誰か者に確認をしますよねって話だったと思っていて、これからの新基準の方に来ているのでその中で具体化されると思うんですけど、
3:09:33	誰がどうやるかって高齢者の話はですね。
3:09:36	あると思うんですけど、
3:09:37	結局、原燃の中で、施錠管理鍵を開けるときに、誰かに必ず話が入る。
3:09:44	その話が入る者が、ちゃんと可燃物管理のことを認識してさえいればいいわけですよ。
3:09:50	そうすればその段階で必ず可燃物管理っていう管理をされたりされる状態になり得るわけですよっていうその管理された状態なのであれば、それこそ施錠管理っていうところがそうなんでしょうし、いやそういった体験じゃないんですと。
3:10:03	そもそも人が入らないので、という状態として可燃物が持ち込まれないことを担保しようと思ってますっていうことなのであれば条件としてそれがまず来るべきでしょうし、
3:10:14	それから原燃として何をもって何を達成したいのかっていうところを事実関係を整理して、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:10:18	まず説明をいただく。それを基本設計方針最後補正で落とし込んでもらってそういう理解だなと思ってます。いずれにしてもちょっとしっかり整理をいただいて説明をいただければと思いますよろしくお願いします。
3:10:30	はい。衛藤。
3:10:32	一応ちょっと今日のヒアリングの内容は共通理解になってるかちょっと確認をさせていただこうと思ってるんですけどちょっと次時間後のウメキも詰まっていますので、ちょっと何かあればまた適時ご連絡をいただければと思いますと。
3:10:45	というところで、今日全体通してですけど事業者側から何かありますでしょうか。よろしいですか。現時点で確認しておきたいのは大丈夫ですかね。そうでしょ。はい発電所側も何かありますでしょうかウェブ参画みの発電所の方から何かありますでしょうか。
3:10:59	うん。
3:11:00	穂積様からの、特にありません。
3:11:03	はい。規制庁側から何か全体通してありますでしょうかよろしいですか。
3:11:07	はい。
3:11:08	まずはちょっと今日のお話を踏まえて事実関係整理いただいて、ヒアリング書提出いただく。
3:11:15	ていうのが次のステップでしょうかね。
3:11:18	平行性の補正申請されるのであれば補正申請自体は、いずれも何ていうか、今までやってる範囲内での確認になるにはなってると思うので、補正申請も準備されるのであればそのまままた引き続き、ご連絡いただければと思います。
3:11:31	ちょっと今後の日程も含めてちょっとまた固まったらある程度ご連絡をいただければ、
3:11:36	よろしいでしょうか。
3:11:37	はい。
3:11:38	東京のヒアリングをこれで終了にしたいと思います。ありがとうございます。
3:11:42	わかりました。うん。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。